令和７年度公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会

日　時	令和７年７月１８日（金） 午前１０時～午前１１時３０分
場　所	京都市役所本庁舎４階　正庁の間

次第

１　開会

２　議題

⑴　第３期中期計画に定める指標の進捗状況及び
　　令和６年度業務実績について　　【資料１～３】

⑵　令和７年度事業計画について　　【資料４】

３　その他

配付資料

資料１	第３期中期計画指標　令和６年度実績一覧	Ｐ．　１
資料２	令和６年度業務実績報告書	Ｐ．　３
資料３	令和６年度決算概要・財務諸表・決算報告書	Ｐ．３１
資料４	令和７年度公立大学法人京都市立芸術大学年度計画	Ｐ．６３
参考資料１	令和６年度事業報告書	Ｐ．７１
参考資料２	評価委員会委員名簿	Ｐ．８７
参考資料３	関係法令等（条例・規則・地方独立行政法人法）	Ｐ．８９

注　資料ごとのページ番号は、本評価委員会の資料用に通しのページ番号に変更しています。

資料１

第3期中期計画指標　令和6年度実績一覧

No	カテゴリー	指標		実績	達成状況
1	学部教育	学部卒業者数	定員の95%以上	93%	未達成
2	大学院教育	大学院（修士）修了者数	定員の90%以上	95%	達成
3	成績評価・学位授与				
4	より優秀な学生の確保	進学説明会の参加・実施件数	25件以上	32件	達成
		オープンキャンパス参加人数	1,120人以上	1,889人	達成
		美術学部の志願者倍率	3.4以上	3.5	達成
		音楽学部の志願者倍率	3.0以上	2.7	未達成
5	教育の実施体制の充実	FD・SD研修の参加率	80%以上（最終年）	88%	-
		教職協働に資する研修の実施	実施する	実施	達成
6	教育研究に必要な環境等の充実	横断的な学びの場として外部講師や客員教授を招いた特別授業の実施	8件以上	10件	達成
		図書館の企画事業	15件以上	27件	達成
		図書館の利用者数	38,800人以上	21,296	未達成
7	学生生活の充実	学生の自主的活動支援の応募件数	30件以上	40件	達成
8	キャリア支援	キャリアデザインセンター企画数	40件以上	60件	達成
		キャリアデザインセンター相談者数	400人以上	408人	達成
9	研究の深化	教員の研究成果の外部発表件数	300件以上	398件	達成
10	研究への支援	科研費の応募件数	25件以上	17件	未達成
		科研費の獲得件数	45件以上（累計）	4件	-
11	国際交流の充実	留学生展や海外アーティストと連携した展覧会・演奏会等	10件以上（累計）	17件	-
		海外からの客員研究員の人数	35人以上（累計）	5人	-
		交換留学生（派遣）の人数	30人以上（累計）	8人	-
		交換留学生（受入）の人数	50人以上（累計）	12人	-
12	ダイバーシティの推進	女性教員比率	40%以上（最終年）	38%	-
13	産官学との連携	小中高等学校と連携した事業の実施	6件以上	13件	達成
		産学連携事業の実施	12件以上	47件	達成
14	地域連携	地域連携事業の実施	13件以上	14件	達成
15	社会への還元	展覧会・演奏会等の開催件数	44件以上	48件	達成
16	社会人や子どもへの芸術教育	公開講座・公開授業の開催件数	21件以上	53件	達成
17	社会連携の推進				
18	ガバナンス強化及び教職協働				
19	大学運営の安定化及びデジタル化				
20	外部資金の獲得	寄付金の獲得件数	175件以上	184件	達成
		のれん百人衆の参加者（社）数	23件以上	25件	達成
21	経費の効率化				
22	資産の適正管理及び有効活用				
23	評価				
24	情報公開	ウェブサイトへのアクセス数	2,930,000件以上	2,922,018件	未達成
25	施設設備の維持管理				
26	安全管理	学生を対象とした安全管理講習の実施	実施する	実施	達成
27	法令遵守及び人権の尊重				

達成	19	79.2%
未達成	5	20.8%

（別紙）

令和６年度　業務実績報告書

令和７年６月

公立大学法人京都市立芸術大学

資料２

第１　大学の教育研究等の質の向上に関する目標 **１　教育に関する目標** **(1)　教育の内容と成果に関する目標**	中期目標	大学の教育・研究理念、目的を踏まえて策定された三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位認定に関する方針)、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針)、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針））に基づく、体系的で組織的な教育を実施し、世界にはばたく芸術家をはじめ、社会に創造的な活力をもたらす人を育成する。また、全学的な体制で、授業科目の到達目標や評価基準等を明示するなど、学修者の視点に立った教育を推進する。 ア　学部教育 少人数教育と実践的教育を通して、確かな技能、技術と共に、幅広い教養も修得させ、創造性と豊かな感性を併せ持った人を育成する。 イ　大学院教育 高い水準の専門的研究教育を通して、高度な技能、技術及び豊かな教養を修得させ、国際感覚を兼ね備え、次代の文化芸術を先導するとともに社会に創造的な活力を与える人を育成する。

第１　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 **１　教育に関する目標を達成するためにとるべき措置** **(1)　教育の内容と成果に関する目標を達成するための措置**	**◆学部卒業者数：定員の 95%以上　⇒　93%（未達成）** **◆大学院（修士）修了者数：定員の 90%以上　⇒　95%（達成）** **◆進学説明会の参加・実施件数：第 2 期(25)比同程度以上　⇒　32 件（達成）** **◆オープンキャンパスの参加人数：年間 1,120 人以上　⇒　1,889 人（達成）** **◆美術学部の志願者倍率：第 2 期(3.4)比同程度以上　⇒　3.5 倍（達成）** **◆音楽学部の志願者倍率：第 2 期(3.0)比同程度以上　⇒　2.7 倍（未達成）**

No.	中期計画	計画の実施状況等	（参考） 自己評価
1	【学部教育】 本学の教育研究理念を踏まえて作成した三つのポリシーに基づき、少人数による多様な実践教育を体系的・横断的に実施し、学生の幅広い表現力と思考力を養うカリキュラム構築と内部質保証を実現する。 新キャンパスを最大限活用しながら、ディプロマ・ポリシーに基づいて、確かな技能・技術や幅広い教養を修得できる教育環境を整備し、	全ての授業において、ディプロマ・ポリシーと授業内容との関係を念頭に置いてシラバスの記載を行うとともに、全学教務委員会を中心にシラバスを精査し、ディプロマ・ポリシーとの関係が不明瞭なものについては修正を行った。 その他、美術学部においては、幅広い視野や専門知識を身につけるなど、カリキュラム・ポリシーに則した履修方法について検討を行った。	Ⅲ

	社会に活力を与える創造性と感性をもった人材を育成する。 　また、カリキュラム・ポリシーに則り、シラバスを通じた学修目的、学修目標を体系的に可視化する。		
2	【大学院教育】 　より高度な研究教育を通じて芸術領域における高い専門性と実践的・創造的な能力を修得するとともに、自らの世界観を独自の表現と研究方法により広く社会に発信し、国際的視野に立って芸術と世界との新たな関係性を創造できる人材を育成する。	美術研究科修士課程及び博士（後期）課程でのディプロマ・ポリシーに沿った学修環境を整備するため、美術学部将来構想委員会及び博士課程委員会において、各専攻・領域の適正な定員数についての検討を進めた。	Ⅲ
3	【成績評価・学位授与】 　成績評価基準の明示に沿って適切な成績評価や授業アンケートの実施など、学生及び教職員が学修・教育の成果の把握と改善に取り組み、PDCA サイクルによる教育の質保証の充実を図る。 　また、学位授与については、ディプロマ・ポリシーに基づき、透明性・客観性を有する評価基準による審査等を行う。	シラバスの授業計画や成績評価基準などに沿った授業実施や成績評価がされているかについて、全学での授業アンケートを実施した。 　また、授業アンケートの回答結果を授業担当教員にフィードバックし、教育成果の把握と改善につなげた。	Ⅲ
4	【より優秀な学生の確保】 　アドミッション・ポリシーに基づき、芸術の専門教育を受ける適性、能力や意欲などを多面的・総合的に判断して、可能性に満ちた学生を確保する。 　また、新たな入試方法等や大学院における社会人枠の拡大などについて検討するとともに、新キャンパスの環境にも留意するなど、多様な学生が入学しやすい環境の整備に努める。	（進学説明会） 　事業者等が主催する外部進学説明会に 17 回参加した。また、例年、本学が主催する進学説明会は学部入試対象者を中心とする内容だったが、大学院に関する質問や事前相談が増加していたことから、美術博士（後期）課程のオンライン進学説明会を試行実施し、15 名の参加があった。 　その他、中学・高校からの 12 件（令和 5 年度：7 件）のキャンパス見学対応を行った。 （オープンキャンパス） 　美術学部では新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和 2 年度から Web オープンキャンパスを実施していたが、今年度は 5 年振りに対面で開催し、参加者数は大幅増の 1,567 名（※1）となった（令和元年度：949 名）。また、令和 7 年度オープンキャンパスの開催に向けて、事前申込制の導入や会場について検討を行った。 　音楽学部では特設サイトでの情報公開に加えて、9 月 28 日にオンラインガイダンス、10 月 5 日に大学内で公開レッスンを実施し、対面とオンラインを併用して本学の魅力を発信した。参加者はオンラインガイダンスが 201 名（令和 5 年度：178 名）、公開レッスンがのべ 962 名（令和	Ⅲ

		5 年度：のべ 830 名）となった。（※２） ※１:同伴者を含まず。 ※２:公開レッスン参加者数は重複申込を含む。 （志願者倍率） 令和 7 年度入試（令和 6 年度実施）の志願者倍率は以下のとおり。 ○美術学部：3.5 倍（出願者 470 名） ○音楽学部：2.7 倍（出願者 178 名） （その他） アドミッション・ポリシーを見直し、入学までに学習しておくことが期待される内容を明示した。また、美術学部将来構想委員会においては、今後の学部教育や大学院教育にふさわしい入学定員や入試方法について検討を進めた。	

第１　大学の教育研究等の質の向上に関する目標 **１　教育に関する目標** **⑵　教育環境等の向上に関する目標**	中期目標	芸術教育の特性を踏まえ、ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ：教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組）及びスタッフ・ディベロップメント（ＳＤ：職員を対象とした必要な知識及び技能の習得やその能力及び資質を向上させるための研修等）を充実させ、教職員の資質向上に努めるとともに、学修者の自主的な学びを促進する環境を充実させる。 また、デジタル技術を戦略的に取り入れ、多様な教育研究を推進するとともに、幅広い教養を身に付けるため、「大学のまち京都」の特性を活かし、学びの場の充実を図る。

第１　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 **１　教育に関する目標を達成するためにとるべき措置** **⑵　教育環境等の向上に関する目標を達成するための措置**	**◆ＦＤ・ＳＤ研修の参加率：80%以上（最終年）　⇒　88%** **◆教職協働に資する研修：実施する　⇒　実施（達成）** **◆横断的な学びの場として外部講師や客員教授を招いた特別授業の実施：8 件以上　⇒　10 件（達成）** **◆図書館の企画事業：15 件以上　⇒　27 件（達成）** **◆図書館の利用者数：38,800 人以上　⇒　21,296 人（未達成）**

No.	中期計画	計画の実施状況等	（参考） 自己評価
5	【教育の実施体制の充実】 本学の芸術教育の特性を踏まえ、ＦＤ・ＳＤを通して教職員の資質向上を図るとともに教職協働を促進し、教育体制の強化を図る。 また、多様な人々にとって公平かつ安心安全な教育の実施体制を確立し、学生の自主的な学びを促進させるなど、専門的な教育研究を充実させる。	着任初年度の教員向け研修に加え、新たに着任３年目/7 年目/12 年目を対象とした研修を行い、芸術教育の多様性や授業方法などについて知見を共有し、授業方法やカリキュラムの改善に取り組む能力を育成することにより、教育の質保証への結びつけを図った。 ＳＤ研修では、4 月及び 12 月に新規採用職員への研修を実施した。また、公立大学協会研修システムを活用し、事務局職員を対象とした教職協働に関する研修を実施した。	Ⅲ
6	【教育研究に必要な環境等の充実】 学生や教員が教育研究を一層深め、幅広い教養を身につけるため、大学コンソーシアム京都をはじめとした他大学や各種団体・機関との連携の拡充や学内における横断的な教育の充実など、学びの場の充実を図る。 また、教育水準の維持・発展に必要な機器・設備の充実及び専門スタッフの配置などに常に取り組むとともに、知的財産権を始めとするコンプライアンスに関する学習機会の提供やデジタル技術の活用など、新たな教育研究環境の整備・更新に努める。	様々な分野の専門家による講義を実施し、学生が多様な価値観や外部の刺激に触れる機会を創出した。音楽学部・研究科では、外部の音楽家を招いたマスタークラスや公開レッスン（計８回）を実施して学内や一般にも公開するなど、横断的な教育の充実を図った。 （マスタークラス及び公開レッスン） ○6 月 10 日：声楽マスタークラス ○7 月 12 日/14 日：公開マリンバマスタークラス ○10 月 21 日：公開マスタークラス＆ミニコンサート（ポーランド音楽出版提供） ○10 月 26 日：ピアノマスタークラス ○11 月 5 日：ピアノマスタークラス ○11 月 29 日：ピアノマスタークラス ○12 月 8 日：チェロ・ピアノ公開マスタークラス（ロームミュージックファンデーション協力） ○12 月 16 日：ピアノ特別講座 附属図書館においては、以下の企画事業等を実施するとともに、学外から閲覧できる電子図書の増刷やジャパンナレッジ等に取り組み、教育研究環境の充実を図った。	Ⅲ

		◆企画事業（27 件実施） 貸出促進企画（6 回）、春・夏・冬の展示企画（3 回）、所蔵貴重資料展示企画（9 回）、特別展示企画（4 回）、図書館利用案内デザイン募集、美術学部オープンキャンパススタンプラリー、図書館・伝音図書室クイズラリー、伊藤記念図書ランチタイムミニトーク、芸術資料館展覧会関連図書の紹介 また、全学教務委員会では、学生が幅広い教養を身につけるための横断的な学びの場として、全学教養科目の設置検討を進め、令和 8 年度からの実施に向けて選定を行った。	

第 1　大学の教育研究等の質の向上に関する目標 **1　教育に関する目標** **⑶　学生の支援に関する目標**	中期目標	心身ともに充実した学生生活を送れるよう、きめ細かな学習支援、生活支援等を充実させる。また、芸術家へのキャリアサポートや企業等への就職支援について、在学生のみならず卒業生も対象に、個々の状況に応じた支援を充実させる。

第 1　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 **1　教育に関する目標を達成するためにとるべき措置** **⑶　学生の支援に関する目標を達成するための措置**	**◆学生の自主的活動支援の応募件数：30 件以上　⇒　40 件（達成）** **◆キャリアデザインセンター企画数：40 件以上　⇒　60 件（達成）** **◆キャリアデザインセンターの相談者数：400 人以上　⇒　408 人（達成）**

No.	中期計画	計画の実施状況等	（参考） 自己評価
7	【学生生活の充実】 多様な学生一人ひとりの学修、研究をきめ細やかにサポートし、全ての学生が公平に心身ともに充実した学生生活を送れるよう、セキュリティや相談体制の更なる充実、経済的支援などの学修環境を整備する。	「みらいの芸術家支援のれん百人衆」に寄せられた寄付金を活用した、学生及び学生団体による自主的な展覧会や演奏会などの芸術活動に対する支援事業について、応募のあった 40 件（令和 5 年度:25 件）のうち 39 件の事業に交付決定を行った。また、京芸友の会に寄せられた寄付金も合わせ、クラブ活動への助成事業など、充実した学生生活のための支援に取り組んだ。 その他、学生生活をサポートするため、新入生を対象に防犯意識の向上を図る研修の実施や障害のある学生への支援体制の充実、本学独自の授業料減免などを行った。	Ⅲ
8	【キャリア支援】 在学生のみならず卒業生も、自身の未来を見据えた選択ができるよう、個々の状況に応じたきめの細かい支援を更に充	美術学部では、TMI 総合法律事務所と連携し、「卒業後の人生を考える」をテーマに、アーティスト/アートビジネス/起業など、卒業後の人生プランを考えるテーマ演習を実施した。 また、キャリアデザインセンターにおいて、卒・修了後のキャリア形成について学ぶ「芸大生のための	Ⅲ

	実するとともに、キャリアデザインに関する導入教育やキャリア形成に関する情報アクセスの拡充など、芸術家へのキャリアデザインや企業等への就職支援を行う。	さがしもの講座」を新たに開講したほか、就職ガイダンスや企業説明会など 60 件の企画を開催するなど、学生のキャリア支援に関する取組を積極的に行った。 （主な実績） キャリアデザインセンター相談者数：408 人 ＜就職活動支援＞ 就活情報専用 GoogleClassroom 開設（登録者 208 人）、就職ガイダンス:16 回（総参加者 262 人）、企業説明会:33 回（総参加者 290 人）、合同企業説明会（14 社 181 人）、企業研究会（総参加者 11 人）、企業等面談:76 社 ＜芸術活動支援＞ 芸大生のためのさがしもの講座、ポートフォリオ講座:3 回、10 年後の京芸生、確定申告講座、キュレーター招聘、おおさか創造千島財団助成金紹介講座、ギフトボックス、依頼演奏:95 回 ※上記のうち、回数の記載がないものは全て 1 回/企画事業（60 件）には下線	

第１　大学の教育研究等の質の向上に関する目標 **２　研究に関する目標** **⑴　研究水準及び研究の成果等に関する目標**	中期目標	これまでの伝統を継承しつつ、京都特有の歴史や環境、人的な交流を活かした、多様な研究の推進を通して、新しい文化芸術の可能性を追求する。また、その研究成果の発信・還元に努め、京都はもとより国際的な文化芸術の振興・発展に寄与する。

第１　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 **２　研究に関する目標を達成するためにとるべき措置** **⑴　研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置**	**◆教員の研究成果の外部発表件数：300 件以上　　⇒　398 件（達成）**

No.	中期計画	計画の実施状況等	（参考） 自己評価
9	【研究の深化】 本学においてこれまで培われてきた教員の自由で独創的な研究を継承するとともに、京都の伝統芸能分野等との連携	教員の研究成果の発表に積極的に取り組み、目標を大きく超過する 398 件の外部発表を行った。 日本伝統音楽研究センターでは、ゲストによる演奏や、様々な演奏音源を使用した伝音セミナー（11 回）や伝音ライブ（3 回）など開催したほか、日中音楽比較研究国際会議・シンポジウムのプログラム 「三味	Ⅳ

	や本学が有する様々な文化芸術資源を活用した研究体制の構築などの取組を推進し、研究の深化を図る。 　また、京都はもとより国際的な文化芸術の振興・発展に寄与するため、研究成果を積極的に発信し、出版物や紀要のみならず、作品や演奏の発表などを通して、知的資源を社会に還元する。	線・箏・尺八～中国発祥の楽器・日本での発展」をはじめとした公開講座（3 回）を開催した。 　また、キャンパス移転記念事業として開催した特別公演「祝賀能〈翁〉付〈高砂〉松竹風流 開口」 や当該公演に関連した 5 回連続講座、紀要等の発表など研究成果を外部に発表した。 　芸術資源研究センターでは、アーカイブ研究会において芸術及び芸術大学におけるアーカイブの可能性を検討するための識者を招いた研究会を 4 回開催した。 　その他、学内外の多様な専門分野の研究者で組織した研究チームによる 13 の重点研究プロジェクトが活動し、うち 3 プロジェクトにおいて計 4 回の発表・展示を行った。また、特別招聘研究員によるパフォーマンス、芸術と人権についての講演など移転記念事業（5 回）を実施した。	

第１　大学の教育研究等の質の向上に関する目標 **２　研究に関する目標** **⑵　研究への支援等に関する目標**	中期目標	学生及び教員が研究に邁進できるよう、研究内容に即した支援の充実を図るとともに、デジタル技術を活用した多様な研究に取り組むなど、大学全体の研究の活性化を目指す。

第１　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 **２　研究に関する目標を達成するためにとるべき措置** **⑵　研究への支援等に関する目標を達成するための措置**	**◆科研費の応募件数：25 件以上　⇒　17 件（未達成）** **◆科研費の獲得件数：45 件以上（6 年累計）　⇒　4 件（進捗率 8.9%）**

No.	中期計画	計画の実施状況等	（参考） 自己評価
10	【研究への支援】 　デジタル技術の基盤強化や施設設備の柔軟な運用など、教員及び学生が様々な研究に邁進できる環境の充実に取り組む。 　また、外部資金の獲得増に向けたサポートや研究費の効果的な配分など、研究に必要な支援体制の充実を図り、研究基盤の強化に努める。	科研費については、令和 5 年度より科学研究費の申請件数・採択件数とも減少した。 　これまでから本学が独自に実施してきた特別研究助成は引き続き実施し、令和 5 年度よりも申請件数・採択件数とも増加した。 （科学研究費実績） ○申請件数　　：17 件（令和 5 年度：25 件） ○申請金額（合計）：129,036,000 円	II

		○採択件数　　：4 件（令和 5 年度：10 件） ○採択金額（合計）：10,600,000 円 （特別研究助成） ○申請件数　　：21 件（令和 5 年度：11 件） ○申請金額（合計）：22,239,404 円 ○採択件数　　：10 件（令和 5 年度：9 件） ○採択金額（合計）：7,999,200 円	

第１　大学の教育研究等の質の向上に関する目標 **３　その他の目標** **⑴　国際交流の充実に関する目標**	中期目標	国際的に活躍できる創造的な人を輩出するため、海外の芸術大学やアーティスト等との交流・連携を推進するとともに、グローバル化を視野に、留学生の受入れや学生の海外留学の更なる拡大、教員や学生の国際的な活動に関する支援の充実に努める。

第１　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 **３　その他の目標を達成するためにとるべき措置** **⑴　国際交流の充実に関する目標を達成するための措置**	**◆留学生展や海外ア―ティストと連携した展覧会・演奏会等：10 件以上（6 年累計）** **⇒　17 件（進捗率 170%）** **◆海外からの客員研究員の人数：35 人以上（6 年累計）　⇒　5 人（進捗率 14.3%）** **◆交換留学生（派遣）の人数：30 人以上（6 年累計）　⇒　8 人（進捗率 26.7%）** **◆交換留学生（受入）の人数：50 人以上（6 年累計）　⇒　12 人（進捗率 24.0%）**

No.	中期計画	計画の実施状況等	（参考） 自己評価
11	【国際交流の充実】 交流協定締結校や海外の文化芸術団体・機関との連携を強化し、教育研究における国際交流を推進する。 また、学生の海外留学を支援するとともに、海外からの学生・アーティストの受け入れ環境を整備し、芸術における人	日本の文化や芸術に興味のある外国人を対象としたサマースクールや交流パーティの開催を通じて、国際交流の推進を図った。また、教員の活動において、海外のアーティストや機関と連携した演奏会や展覧会も数多く開催するなど、芸術における国際化の充実に取り組んだ。 学生の海外留学への関心を高めるため、交換留学ガイダンスを 2 回開催したほか、留学先からオンラインで学生がリポートする現地レポート（2 回）や、留学生展（前期/後期）などを開催した。その他、国際	Ⅲ

	的交流を活性化するなど、国際化の充実を図る。	交流委員会において、交換留学協定校の拡大に向けた検討を行った。 （その他の取組） ○海外から本学を来訪した団体・個人のアテンド（13 件） ○協定校との交換留学の実施（派遣 8 人、受入 12 人）	

第１　大学の教育研究等の質の向上に関する目標 **３　その他の目標** **⑵　ダイバーシティの推進に関する目標**	中期目標	多様性を尊重し、包摂性のある社会の実現に向けて、多様な学生・教職員が切磋琢磨し、学習の幅を広げ、教育研究の質の向上を図る。

第１　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 **３　その他の目標を達成するためにとるべき措置** **⑵　ダイバーシティの推進に関する目標を達成するための措置**	**◆女性教員比率（計画終了時点）：40%以上　　⇒　38%**

No.	中期計画	計画の実施状況等	（参考） 自己評価
12	【ダイバーシティの推進】 あらゆる多様性を最大限尊重し、全ての人にとって安心で快適な環境を目指して、施設設備や相談体制を充実するとともに、性別、障害、性的指向・性自認、国籍などの多様性から生まれる価値観を教育研究に活かせる環境整備を行う。 また、世界人権問題研究センター等とも連携し、芸術活動を通して社会全体のダイバーシティの推進に取り組む。	障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、新たにガイドラインを策定した。また、大学施設では、新たに堀場信吉記念ホール 4 階の西側入口（階段部分）に手すりを設置した。 美術学部の教員採用においては、女性限定公募を実施して女性教員を 3 名採用した。その他、芸術資源研究センターでは世界人権問題研究センターと連携し、「芸術と人権」に関する講演を開催するなど、多様性やダイバーシティの推進に取り組んだ。	Ⅲ

第２　社会連携に関する目標 **１　地域連携・社会貢献の推進に関する目標**	中期目標	開かれた「テラスのような大学」のコンセプトの下、教育研究の成果をはじめ、大学資源の提供の取組を強化し、広く地域や社会全体の発展に積極的に貢献する。 その際、文化芸術はもとより産業・経済、医療、福祉、環境、共生社会、まちづくり、教育など多様な分野の大学や研究機関、関係団体等との連携をより一層推進し、 相互に協力して、様々な社会課題の解決や、多様性と包摂性のある誰一人取り残さない社会の実現、イノベーションによる経済の活性化など、社会や経済に資する新たな 価値の共創を推進する。

第２　社会連携に関する目標を達成するためにとるべき措置 **１　地域連携・社会貢献の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置** **(1)　地域連携の推進に関する目標を達成するための措置**	**◆小中高等学校と連携した事業の実施：6 件以上　⇒　13 件（達成）** **◆産学連携事業の実施：12 件以上　⇒　47 件（達成）** **◆地域連携事業の実施：13 件以上　⇒　14 件（達成）**

No.	中期計画	計画の実施状況等	（参考） 自己評価
13	【産官学との連携】 小・中・高等学校や他大学等の教育機関、国内外の研究機関や芸術団体、文化庁等と広く連携を図り、芸術を軸として京都の伝統文化や芸術文化に触れ合う機会を創出する。 各企業や地域の産業界との連携による研究事業に取り組み、芸術を基盤とした新たな可能性の創出を目指すとともに、教育研究にもつながる連携を促進する。また、医療、福祉、環境、共生社会、まちづくりなど、幅広い分野・団体と連携・協働を図る。	京都市教育委員会の協力の下、音楽学部の学生が下京区内の４小学校（京都市立洛央小学校／梅小路小学校／下京渉成小学校／下京雅小学校）において授業内で鑑賞教材の演奏を行ったほか、学級担任とのコラボレーション授業を実施した。 京都市立京都堀川音楽高等学校（以下、「堀川音楽高校」という。）との相互交流・連携を促進するため、連携協定を締結した。また、日本音楽史の授業（週１回）、邦楽体験教室（2 回）、公開講座の実施や本学演奏会への招待などを通じて連携を図った。 芸術資源研究センターにおいては、慶應義塾大学アートセンターや東京藝術大学未来創造継承センター、東山アーティスツ・プレイスメント・サービス（HAPS）等と連携して研究事業を行うとともに、柳原銀行記念資料館、Theatre E9 Kyoto、高瀬川保勝会などの地域や団体と連携・協働した活動に取り組んだ。 文化庁との連携事業では、「公立美術館における障害者等による文化芸術活動を促進させるためのコア人材のコミュニティ形成を軸とした基盤づくり事業」、「共生と分有のトポス～公共空間における潜在的コモンズとその連環デザイン」などを実施し、芸術を軸として広く芸術文化に触れあう機会を創出した。	Ⅳ

		京都市交響楽団（以下「京響」という。）との連携協定に基づき、京響の演奏会などに学生が出演した。 （京響演奏会への主な出演実績） ○花園中学高等学校・音楽鑑賞教室:ヴァイオリン、チェロ各１名 ○オーケストラ・ディスカバリー～Dance in the crowd：ヴァイオリン/チェロ各１名 ○0 歳からのみんなのコンサート～メロディとリズムで遊ぼう：ホルン １名 ○プレイ！シアター in Summer～0 歳からの夏休みコンサート：ヴァイオリン/チェロ各１名 ○第 694 回定期演奏会:ヴァイオリン １名 ○INAMORI ミュージック・デイ 2024：ヴァイオリン２名 ○京響特別演奏会・第九コンサート：ヴァイオリン １名 ○第 697 回定期演奏会：ヴァイオリン、チェロ各１名 その他、産学連携分野においても市内外の企業等から多くの依頼があり、様々な取組を実施した。 （主な取組実績） ○三菱自動車：京都工場の新技術本館及び本館に係る外装デザイン ○社会福祉法人京都福祉サービス協会：市内８大学による市営住宅改修プロジェクト ○京都駅ビル：ファッションカンタータウィーク ○読売連合広告社：祇園祭うちわデザイン ○株式会社コトナ：警備服デザイン ○京都銀行：京都の逸品プロジェクト ○都ホテル：ロゴデザイン ○手塚プロダクション/京都駅ビル開発：ブラック・ジャック　DESIGN & ARTWORKS 展	
14	【地域連携】 開かれた大学として、地域との交流や地域資源の活用等など芸術活動を通じて地域との連携を深め、まちづくりに寄与する芸術活動のあり方を模索するなど、芸術の新たな可能性の創造に資する取組を行う。	文化庁採択事業として「共生と分有のトポス ～芸術と社会の交差領域におけるメディエーター育成事業」を実施した。 地域との連携事業を実施するとともに、地元である崇仁地域の文化事業（春祭り/文化祭/お囃子の会）に協力し、学生や教職員の参加により地域との交流を深めた。また、京都のものづくり企業や大学、金融機関などと幅広く連携し、本学の教育研究の成果を地域産業に繋げるため、京都市産業技術研究所ユーザーズコミュニティに参加した。	Ⅲ

		（主な実績） ○下京渉成小学校でのレジデンスの実施 ○ウエスティ音暦（6 月/11 月）、文化会館コンサート（2 月） ○崇仁文化祭への出品（11 月） ○下京・京都駅前サマーフェスタへの参加（9 月） ○作品展（2 月） ○下京・南まちなかアートギャラリーへの参加（3 月） 【再掲】下京区内の 4 小学校（京都市立梅小路/下京渉成/洛央/下京雅）において、「地域とつながる音楽教育」プログラムの一環として、演奏等のコラボレーション授業を実施（5 月/6 月）	

第２　社会連携に関する目標を達成するためにとるべき措置 **１　地域連携・社会貢献の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置** **⑵　社会への還元に関する目標を達成するための措置**	**◆展覧会・演奏会等の開催件数：44 件以上　　⇒　48 件（達成）**

No.	中期計画	計画の実施状況等	（参考） 自己評価
15	【社会への還元】 京都から文化芸術を広く発信し、新しい芸術の可能性を追求した研究成果である知的資源を社会に還元することで、文化芸術教育の発展に貢献する。	社会への文化芸術の発信や研究成果の還元に資するため、付属施設等において様々な事業を実施した。また、アートスペース k.kaneshiro において、本学学生が企画した展示を 3 回行った。 （主な開催実績） ◆展覧会 赤松玉女退任記念展「Ladies－女性が女性を描くこと－」（3 月） ◆演奏会等 祝賀能 〈翁〉付〈高砂〉（5 月）、クロックタワーコンサート（5 月）、ウエスティ音暦（6 月/11 月）、ピアノフェスティバル（6 月）、ホワイエコンサート（6 月/11 月）、定期演奏会（7 月/12 月/2 月）、大嶋義実教授退任記念演奏会（8 月）、オーケストラ協演の夕べ（10 月）、オータムウィンズフェスト（11 月）、プロフェッサーコンサート（12 月/3 月）、クリスマスチャリティーコンサート（12 月）、文化会館コンサート（2 月）、卒業演奏会（3 月）、砂原悟教授退任記念演奏会（3 月）	Ⅲ

		◆ギャラリー@KCUA 展覧会：8 回（来場者：34,392 人） イベント：44 回（参加者：875 人） ◆芸術資料館 展覧会：4 回（来場者：18,887 人） ギャラリートーク：3 回（参加者：256 人） シンポジウム：「大学博物館としての機能と役割」（参加者：32 人）	

第２　地域連携・社会貢献に関する目標 **２　社会人や子どもへの芸術教育の推進に関する目標**	中期目標	年齢に関わりなく「学び直し」（リカレント教育）の重要性が増すとともに、創造性や感性、思考法など芸術の持つ力に対する評価や関心が高まる中、新キャンパスの立 地等も活かしながら、企業等で働くいわゆる現役世代から、高齢者までの社会人の学び直しの機会や、新たなスキル・能力の開発（リスキリング）、課題解決のニーズを踏まえた芸術教育の学習機会を、積極的に提供・推進する。また、子どもたちが、学校の授業等以外に、専門的で質の高い芸術教育や芸術体験に触れる機会を提供すること 等を通して、感性や才能を育み、心豊かで活力ある社会の担い手となる人の育成に積極的に取り組む。

第２　社会連携に関する目標を達成するためにとるべき措置 **２　社会人や子どもへの芸術教育の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置**	**◆公開講座・公開授業の開催件数：21 件以上　⇒　53 件（達成）**

No.	中期計画	計画の実施状況等	（参考） 自己評価
16	【社会人や子どもへの芸術教育】 サマーアートスクールや公開講座の充実など、幼児から高齢者までの幅広い世代や障害のある方を対象として、芸術と接する機会の創出・充実を図るとともに、京都子どもの音楽教室との連携を一層深め、学習の多様性が生み出す新たな芸	京都の 8 大学が連携して東京・丸の内でセミナーを開催した「京都アカデミアウィーク」において本学教員が講演を行ったほか、新たに企画された「京都アカデミアワークショップ」ではレクチャー及びワークショップを実施した。 また、新キャンパスで初めてサマーアートスクールを開催し、5 日間でコロナ禍前の水準とほぼ同等の約 200 名の受講者があったほか、公開特別講義「イブニング・テラス」や KRP 創発 LIVE を開催し、本	Ⅳ

	術の価値創造を担う人を育成する。 　また、共同プロジェクトの実施や様々なニーズに対応するためのプログラムの拡充などにより、学習機会の充実に努める。	学への理解促進につなげた。 ＜講座・セミナー＞ ○公開特別講義 《イブニング・テラス》（5 月/7 月/10 月/1 月） ○KRP 創発 LIVE by Buckskin Vol.26（5 月） ○サマーアートスクール（8 月、5 日間） ○京都アカデミアウィーク 2024（10 月） ○京都アカデミアワークショップ 2024（12 月） 音楽学部・研究科では、公開授業や京都子どもの音楽教室と連携した取組等を実施し、新たな芸術の価値創造を担う人材の育成に努めた。 ○7 月 12 日/14 日：公開マリンバマスタークラスを実施 ○10 月 19 日：京都子どもの音楽教室オーディションを実施 ○10 月 21 日：公開マスタークラス＆ミニコンサートを実施（ポーランド音楽出版提供） ○12 月 9 日：公開マスタークラスを実施（ロームミュージックファンデーション協力） 【再掲】日本伝統音楽研究センターでは、ゲストによる演奏や演奏音源を使用した伝音セミナー（11 回実施）や伝音ライブ（3 回実施）を開催したほか、日中音楽比較研究国際会議・シンポジウムのプログラム「三味線・箏・尺八～中国発祥の楽器・日本での発展」などの公開講座（3 回）を開催した。 　また、特別公演「祝賀能〈翁〉付〈高砂〉松竹風流 開口」 の開催や当該公演に関連した 5 回連続講座、紀要等の発表など研究成果を外部に発表した。 【再掲】芸術資源研究センターでは、アーカイブ研究会において芸術及び芸術大学におけるアーカイブの可能性を検討するための識者を招いた研究会を 4 回開催した。 　その他、学内外の多様な専門分野の研究者が時限的に推進する研究チームによる 13 の重点研究プロジェクトが活動し、うち 3 プロジェクトにおいて計 4 回の発表・展示を行った。また、特別招聘研究員によるパフォーマンス芸術と人権についての講演など移転記念事業（5 回）も実施するなど、広く知的資源の社会還元に取り組んだ。	

第２　地域連携・社会貢献に関する目標 **３　推進方法の整備に関する目標**	中期目標	地域連携・社会貢献等の推進に当たっては、大学としての取組方針（ポリシー）を策定するとともに、課題やニーズへの対応方法や必要な体制等を整え、関連する業務や情報を集約して取組を適切かつ効果的に推進するなど、中長期的な視点から芸術と社会のより良い未来を創造するための持続的な仕組みを整備することを目指す。

第２　社会連携に関する目標を達成するためにとるべき措置 **３　推進方法の整備に関する目標を達成するためにとるべき措置**	

No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
17	【社会連携の推進】 社会環境の変化や新たな課題に柔軟かつ機動的に対応しながら、京都芸大ならではの地域連携・社会貢献を推進するため、地域との共創に即した連携ポリシーを策定するとともに、組織体制を整備する。	事務局に共創テラス・連携推進課を新設し、地域連携・社会貢献を推進するための組織体制を整備した。また、連携の指針とするための共創・連携ポリシーを策定・公表した。	Ⅲ

第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標 **１　組織力の向上に関する目標**	中期目標	社会の変革を踏まえた大学運営上の課題に対応するため、ガバナンス機能を強化し、 理事長・学長のリーダーシップの下、柔軟で機動的な組織運営に努める。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 **１　組織力の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**	

No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
18	【ガバナンス強化及び教職協働】 大学を取り巻く社会環境の変化や全学的な課題に機動的に対応するため、ガバナンス機能を強化し、意思決定の迅速化や透明性を確保するとともに、既存組織の再編について検討を行う。また、ＦＤ・ＳＤを通じた組織力の向上や教職協働の実質化を促進する。 IR（institutional research）機能の強化について委員会等で検討し、収集・分析した情報に基づいて大学運営を行うことで、業務運営の改善につなげる。 社会環境の変化や新たな課題に柔軟かつ機動的に対応し、京都芸大ならではの地域連携・社会貢献を推進するとともに、新キャンパスへの移転に際して支援いただいたことを契機として、各種企業・団体や市民との関係を重視しながら、新たな寄付金やクラウドファンディングなど、外部資金の獲得を積極的に進めるための体制を整備する。	教職協働に対する理解促進を目的として、公立大学協会研修システムを活用したＳＤ研修を実施した。【再掲】着任初年度の教員向け研修に加え、新たに着任３年目/7 年目/12 年目を対象とした研修を行い、芸術教育の多様性や授業方法などについて知見を共有し、授業方法やカリキュラムの改善に取り組む能力を育成することにより、教育の質保証への結びつけを図った。 ＳＤ研修では、4 月及び 12 月に新規採用職員への研修を実施した。また、公立大学協会研修システムを活用し、事務局職員を対象とした教職協働に関する研修を実施した。 また、データに基づいて業務運営の改善を図るため、大学ポートレートへの加盟について検討を行い、令和７年度からの加盟を決定した。 その他、共創テラス・連携推進課を新たに設置し、地域連携・社会貢献及び寄付獲得の担当業務を総務課から移管した。また、同課において、キャンパス移転に係る寄付者芳名板の設置や、「歌う天使像」石膏像の設置を目的としたクラウドファンディングを実施した。	Ⅲ

第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標 **２　業務運営の効率化に関する目標**	中期目標	外部の知見を法人運営に活かし、業務運営の効率化・合理化を図り、戦略的かつ安 定的な大学運営を推進する。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 **２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**	

No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
19	【大学運営の安定化及びデジタル化】 安定的な大学運営の実現に向け、中長期的な展望に立った人材を採用・育成するとともに、業務の定期的な検証や改善を行う。 また、デジタル技術を導入し、事務のデジタル化やシステム化を行うことで業務の効率化を推進する。	安定的な大学運営のため令和 7 年度新規採用職員として 2 名を採用し、うち 1 名については令和 6 年 12 月から前倒しで採用した。 事務のデジタル化については、令和 7 年 4 月からの勤怠システム導入に向けた準備を進めるとともに、電子決裁システムの導入についても検討を行った。また、デジタル化に伴う業務内容の検証、改善及び教職員の IT スキルの向上を図った。 （デジタル化の主な取組） ○大学の Web サイトについて、外部からの不正アクセスによる情報の取得やコンテンツの改ざん等が行われないよう Web サイトの脆弱性診断を実施し、改善を図った。 ○各サイトの管理者や実務担当者向けに「安全な Web サイトの作り方」の説明会を実施し、管理者等のセキュリティ対策に関する知識の向上に努めた。	Ⅲ

第４　財務内容の改善及び効率化に関する目標 **１　外部資金その他の自己収入の確保に関する目標**	中期目標	自由で独創的な教育研究環境の充実を図るため、寄付金の募集や外部資金の獲得による自己収入の確保・拡大に積極的に取り組む。もとより、大学運営に必要な財源の安定的な確保や、社会情勢の変化や新たな課題に対応していくために必要な財源の確保に本市とともに努める。

第４　財務内容の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 **１　外部資金その他の自己収入の確保に関する目標を達成するためにとるべき措置**	**◆寄付金の獲得件数：175 件以上　⇒　184 件（達成）** **◆のれん百人衆の参加者（社）数：23 件以上　⇒　25 件（達成）**

No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
20	【外部資金の獲得】 法人運営の長期安定性と自律性を確保するため、外部資	移転整備募金終了に伴うニュースレターの作成及び寄付者芳名板を設置するとともに、一時休止していた京芸友の会の活動を再開した。 【再掲】また、「歌う天使像」石膏像の常設展示プロジェクトに係る費用を確保するためのクラウドファン	Ⅲ

	金の獲得に向けた取組を強化する。また、寄附金やクラウドファンディングなど、外部資金獲得を一層進めるための体制を整備し、芸術大学の特性を活かして企業等からの寄付金等の確保・拡大を図るとともに、集めた寄付金の使途について情報発信に努める。	ディングを実施するなど、外部資金の獲得に向けた取組を積極的に実施した。 （実績） ○「歌う天使像」石膏像の常設展示プロジェクト（寄付金額：29,401 千円） ○のれん百人衆の参加者（社）数：25 件（寄付金額：13,830 千円） ○京芸友の会寄付金：159 件（寄付金額：2,334 千円）	

第４　財務内容の改善及び効率化に関する目標 **２　経費の効率化に関する目標**	中期目標	中長期的な大学経営の視点をもって、大学運営に係る業務の内容や収支の状況を点検精査し、必要に応じて見直しを行うとともに、適正な教職員の配置等と運営の効率化を推進し、持続可能な財務運営を実現する。

第４　財務内容の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 **２　経費の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**	

No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
21	【経費の効率化】 芸術大学としての教育研究の質を低下させることなく、持続可能な財務運営を実現するため、効率的、効果的かつ計画的な経費執行に努めるとともに、教職員の適正な配置や業務の見直し等により、持続可能な財政運営に努める。	令和５年度決算や令和７年度予算について教育研究審議会で報告し、教職員に対して大学の財務情報を積極的に共有した。 また、経費執行にあたっては、随意契約を行う場合の事前協議の徹底など、契約内容の適正化や適切な物品等の調達に努めるとともに、立替払の厳格な運用に努めた。	Ⅲ

第５　財務内容の改善及び効率化に関する目標 **３　資産の適正な管理と有効活用に関する目標**	中期目標	保有資産、芸術資料等の状況を把握し、適正に管理するとともに、その有効活用を図る。

第４　財務内容の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 **３　資産の適正な管理と有効活用に関する目標を達成するためにとるべき措置**	

No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
22	【資産の適正管理及び有効活用】 学内外のニーズも踏まえながら新キャンパスの管理・運営手法を確立し、長期的視野を持って市民の誇りとなる施設にふさわしい施設環境の維持に努める。また、保有資産・芸術資料等の適正管理と価値の発信に努めるとともに、各種施設を有効活用するための仕組みを構築する。	大学施設の有効活用のため、ホールや講義室などの施設を一般に貸し出すための規程を整備するとともに、各施設の貸出条件等について検討を進めた。 その他、美術学部では、学生の展示等でのプロジェクトルームの利用について、貸出しを含めた運用の検討を行った。	Ⅲ

第５　自己点検・評価及び情報の提供に関する目標 **１　評価の充実に関する目標**	中期目標	自己点検・評価をはじめとした内部統制機能について、全学的な体制を確立させ、その内容や結果を公開するとともに、その結果を教育研究活動及び大学運営の改善に活用する。

第５　自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 **１　評価の充実に関する目標を達成するためにとるべき措置**	

No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
23	【評価】 地方独立行政法人法の改正に伴い、新たな自己点検・評	第３期中期計画の進捗管理及び学校教育法 109 条に基づく自己点検・評価を実施するため、令和７年度年度計画を策定した。また、中期計画に基づいて、新たに教員の活動実績報告の取りまとめを行った。 その他、自己点検・評価委員会において、次期認証評価を見据えて、内部質保証の実施体制に関する検	Ⅲ

	価手法を確立する。また、中期計画等の進捗管理を徹底するとともに、その内容や結果を速やかに公表する。 全学的な内部質保証システムを活用し、教育研究や大学運営の改善に取り組む。	討を進めた。	

第５　自己点検・評価及び情報の提供に関する目標 **２　情報公開及び情報発信の推進に関する目標**	中期目標	公立の芸術大学として、社会への説明責任を果たし、大学への理解と広範な支援を得るため、法人情報の適切な公開に取り組むとともに、大学の教育研究成果等を、積極的に国内外に発信するなど、広報の充実を図る。

第５　自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 **２　情報公開及び情報発信の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置**	**◆ウェブサイトへのアクセス数：2,930,000 件以上　⇒　2,922,018 件（未達成）**

No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
24	【情報公開】 市民や社会に大学の活動が伝わるよう、広報誌やウェブサイト等を通じて大学の教育研究、地域連携・社会貢献の取組を発信していく。とりわけ、学部・専攻の取組、研究センターの取組、ギャラリー＠ＫＣＵＡや芸術資料館の取組、また招聘講師等による特別授業など、市民や社会の関心が高いと思われる情報については大学広報として積極的に発信していく。同時に、学長が中心となり、メディア等からの取材を積極的に受けることにより、パブリシティを通じて広く社会に大学の情報が行き渡るよう努める。 また、卒業生の芸術活動は本学の教育研究の「成果」で	ウェブサイトや SNS、印刷物等を通じて大学のニュースやイベント情報等を積極的に発信した。大学案内については、A4 横開きに仕様変更して写真を目立たせるレイアウトにするなど他大学との差別化を行ったほか、前年度に引き続き校正業務を専門業者に委託することにより、内容の正確性確保に努めた。 また、学長を中心にメディアへ露出することでパブリシティを獲得するとともに、10 月にはキャンパス移転 1 年を振り返る記者懇談会を実施するなど、メディア対応も積極的に行った。 （主な実績） ○ウェブサイトアクセス件数　2,922,018 件（令和 5 年度：3,216,336 件） ○Facebook ｲﾝﾌﾟﾚｯｼｮﾝ数　834,353 件（令和 5 年度：　728,647 件） ○X（旧 Twitter）ｲﾝﾌﾟﾚｯｼｮﾝ数　2,047,327 件（令和 5 年度：2,764,745 件） ○Instagram ｲﾝﾌﾟﾚｯｼｮﾝ数　814,763 件（令和 5 年度：　559,312 件） ○YouTube 視聴件数　33,177 件（令和 5 年度：　40,479 件）	Ⅲ

	あると捉え、大学として積極的に情報収集に努めるとともに、収集した情報をＳＮＳ等で適宜発信していく。 　ウェブサイトを通じて法人の体制、運営組織、財務諸表、業務実績報告書等の経営に関する情報を公開し、透明性のある経営に努める。	○イベント情報掲載件数　204 件（令和 5 年度：　231 件） ○お知らせ掲載件数　210 件（令和 5 年度：　291 件） 　その他、ウェブサイトの安全な運用のため、以下の取組などを実施してセキュリティの向上を図った。 ○大学の Web サイトについて、外部からの不正アクセスによる情報の取得やコンテンツの改ざん等が行われないよう Web サイトの脆弱性診断を実施し、改善を図った。 ○各サイトの管理者や実務担当者向けに「安全な Web サイトの作り方」の説明会を実施し、管理者等のセキュリティ対策に関する知識の向上に努めた。	

第６　その他の業務運営に関する重要目標 **１　施設設備の維持管理に関する目標**	中期目標	環境負荷の低減やダイバーシティにも配慮した良好な教育研究環境を確保し、最適な施設設備の維持管理を推進する。

第６　その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 **１　施設設備の維持管理に関する目標を達成するためにとるべき措置**	

No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
25	【施設設備の維持管理】 　良好な教育研究環境を維持するため、新キャンパスの施設設備の維持に即した管理手法を確立する。 　また、ダイバーシティや環境負荷の低減に配慮した施設として、常に改善に取り組むとともに、全ての人が快適に過ごせる環境の確保・維持に努める。	新キャンパスで初めての夏季を迎え、急激な湿度の上昇が見られた施設において、湿度管理のため除湿器を設置するとともに、空調機の騒音低減のための対策を講じた。 　その他、ホールにおける新たな照明設備の設置や、室内照明設備、電源コンセントの増設など、良好な教育研究環境を維持した。	Ⅲ

第６　その他の業務運営に関する重要目標 **２　安全管理に関する目標**	中期目標	学生及び教職員の安心・安全な教育研究環境及び労働環境を確保するとともに、災害、事故、犯罪、感染症等に対して迅速かつ適切に対応するための体制を構築する。

第６　その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 **２　安全管理に関する目標を達成するためにとるべき措置**	**◆学生を対象とした安全管理講習：実施する　　⇒　実施（達成）**

No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
26	【安全管理】 全ての学生及び教職員が安心して学び、働ける環境を確保するため、災害・事故等の未然防止に努めるとともに、安全管理に関する外部の知見も活かしながら、全学的な安全管理体制を強化する。	安全衛生委員会を毎月開催するとともに、職場巡視を実施して労働環境の改善を図った。また、京都市消防局の協力のもと、学生向けに避難訓練や消防設備の使用方法の講習会を実施し、災害・事故等の未然防止に取り組んだ。	Ⅲ

第６　その他の業務運営に関する重要目標 **３　法令遵守及び人権の尊重に関する目標**	中期目標	法令遵守、情報セキュリティ対策やコンプライアンス推進体制の強化、個人情報や知的財産権保護等に関する意識向上を図るとともに、人権の尊重の取組を徹底する。

第６　その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 **３　法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するためにとるべき措置**	

No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
27	【法令遵守及び人権の尊重】 公立大学法人として、学生や市民、地域社会から信頼される法人運営を目指し、関係法令・学内規程等の遵守、性暴力やハラスメント等の人権侵害の防止等について、教職員の意識向上を図る。	新規職員研修において、コンプライアンスに関する研修を実施した。また、教職員へのハラスメント研修の実施や合理的配慮に関する研修を行うなど、法令遵守や人権侵害の防止について教職員の意識向上を図った。 会計規則や経理事務について周知徹底するため、研修資料のブラッシュアップや周知方法の検討を進めたほか、インボイス制度に係る適格請求書や領収書を適切に発行するため、事務局内へ通知するなど行った。	Ⅲ

第７　予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※　財務諸表及び決算報告書を参照

第８　短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
１　短期借入金の限度額 ２億円	２億円	該当なし
２　想定される理由 運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。	運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。	

第９　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
第９　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 予定なし	予定なし	該当なし

第１０　剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
第１０　剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、使途を把握し、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、使途を把握し、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	教育研究の質の向上を図るため、目的積立金 16,000 千円を取り崩した。

第１１　その他

中期計画	事業計画	実績
1　施設・設備に関する計画 第１　1（2）「教育環境等の向上に関する目標を達成するための措置」、第１　2（2）「研究への支援等に関する目標を達成するための措置」、第１　3（2）ダイバーシティの推進に関する目標を達成するための措置」及び第６　1「施設設備の維持管理に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。	第１　1（2）「教育環境等の向上に関する目標を達成するための措置」、第１　2（2）「研究への支援等に関する目標を達成するための措置」、第１　3（2）ダイバーシティの推進に関する目標を達成するための措置」及び第６　1「施設設備の維持管理に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。	第１　1（2）「教育環境等の向上に関する目標を達成するための措置」、第１　2（2）「研究への支援等に関する目標を達成するための措置」、第１　3（2）ダイバーシティの推進に関する目標を達成するための措置」及び第６　1「施設設備の維持管理に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。
2　人事に関する計画 第３「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」に記載のとおり。	第３「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」に記載のとおり。	第３「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」に記載のとおり。

資料３

決　算　概　要

第13期(令和6年度)

自　令和6年4月　1日
至　令和7年3月31日

公立大学法人京都市立芸術大学

決算時作成資料(会計関係)

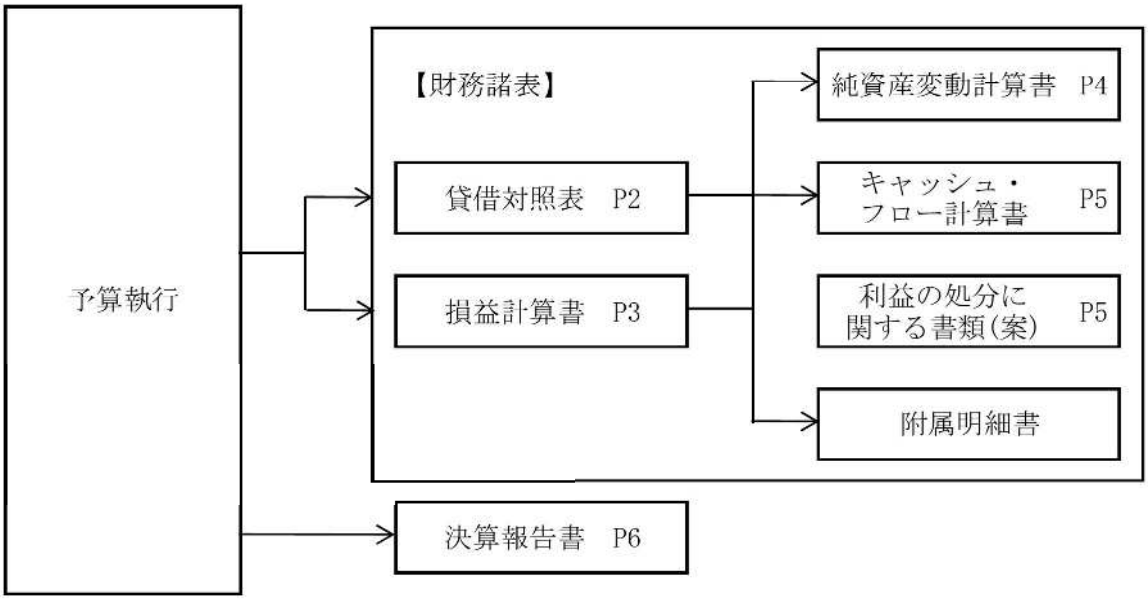

貸借対照表の概要

※決算日(3月31日時点)における全ての資産(資金の運用形態)、負債及び純資産(資金の調達方法)を記載した法人の財政状況を明らかにしたものです。

(単位:百万円)

項　　目	令和6年度	令和5年度	増　減
資産の部　①	28,701	29,935	△1,234
固定資産	27,770	28,514	△744
建物	17,266	17,624	△358
建物付属設備	7,012	7,468	△456
構築物	299	299	1
工具器具備品	795	805	△10
図書	652	638	14
美術品・収蔵品	1,408	1,386	22
投資有価証券	327	276	50
その他	11	18	△8
流動資産	931	1,421	△490
現金及び預金	798	1,323	△525
未収金	132	97	35
立替金	1	1	0
負債の部　②	1,242	1,634	△392
固定負債	808	968	△160
長期繰延補助金等	6	6	△0
長期寄附金債務	800	952	△152
長期リース債務	2	9	△7
流動負債	434	666	△233
運営費交付金債務	38	-	38
未払金	331	601	△270
リース債務	7	7	0
その他	57	58	△1
純資産の部　③=①-②	27,459	28,301	△842
資本金	25,930	25,930	-
資本剰余金	116	1,115	△999
(うち、減価償却相当累計額)	(△1,292)	(△271)	(△1,021)
利益剰余金	1,414	1,256	157
前中期目標期間繰越積立金	1,202	22	1,180
目的積立金	-	9	△9
積立金	-	6	△6
当期総利益	212	1,219	△1,007

(注)端数処理により合計値等にずれが生じる場合があります。

【資産】
・建物・建物付属設備・構築物
主な減少要因は、減価償却によるものです。

・工具器具備品
購入価格が50万円以上のものが対象です。
購入による増加と減価償却による減少の結果、若干減となっています。

・図書、美術品・収蔵品
購入または寄附による増などです。

・投資有価証券：国債です。新たに染織会館奨学基金で国債を購入したため増加しています。

・その他
学務システムのソフトウェアリースの減価償却による減です。

・現金及び預金
移転整備募金の活用などにより預金が減となっています。

・未収入金
食堂整備分等の運営費交付金の収入が4月以降となることによる増です。

【負債】
・長期繰延補助金等
補助金による償却資産取得時に取得財源を振り替えるものです。

・長期寄附金債務
使途が特定されている寄附金で長期にわたるものです。
移転整備募金の活用による減が主な要因で、運用益による増、各基金・寄附金の取崩等による減も計上しています。

・運営費交付金債務
退職手当等に係る運営費交付金の未執行額です。中期計画初年度のため、純増となっています。

・未払金
当該年度に係る債務の未払金額です。(発生主義のため生じるものです。)
令和5年度に移転関連で大きく発生しましたが、令和6年度は減少しています。

・リース債務[長期・短期]
リースにより取得した工具器具備品に係る債務です。支払いが進み減少しています。

・その他
所得税・社会保険料の預り金、科学研究費補助金(基金分)の未使用額(繰越)などです。

【純資産】
・資本金
設置者から出資された建物です。
・資本剰余金
非償却資産(美術品・収蔵品等)の取得による増の一方、出資財産の減価償却費相当額を計上により、減少しています。
・利益剰余金
令和5年度純利益を前中期目標期間繰越積立金に積み立てています。
・当期総利益
損益計算書の「当期総利益」と一致します。

損益計算書の概要

※一会計期間(4月1日から翌年3月31日までの1年間)における全ての費用と収益を記載した法人の運営状況を明らかにしたものです。

(単位:百万円)

項　　目	令和6年度	令和5年度	増　減
経常費用　①	2,762	3,346	△584
業務費	2,315	2,598	△283
教育経費	436	630	△194
研究経費	75	66	9
教育研究支援経費	82	79	3
受託研究費等	4	-	4
受託事業費等	16	15	0
役員人件費	47	36	11
教員人件費	1,249	1,364	△115
職員人件費	405	409	△3
一般管理費	448	748	△301
臨時損失　②	0	3	△3
経常収益　③	2,958	3,769	△811
運営費交付金収益	1,888	1,996	△109
授業料、入学金等収益	708	704	4
受託研究等収益	5	-	5
受託事業等収益	16	15	0
寄附金収益	273	1,007	△734
補助金等収益	22	19	3
長期繰延補助金等戻入	0	-	0
その他	47	27	20
臨時利益　④	-	735	△735
経常利益　③-①	196	422	△226
当期純利益　⑤=③+④-①-②	196	1,154	△958
目的積立金取崩額　⑥	16	65	△49
当期総利益　⑦=⑤+⑥	212	1,219	△1,007

(注)端数処理により合計値等にずれが生じる場合があります。

【経常費用】
・教育経費
業務として学生などに対し行われる教育に要する経費です。移転整備募金の活用が落ち着き、減少しています。

・研究経費
業務として行われる研究に要する経費で、教員研究費や研究機関運営経費が含まれます。

・教育研究支援経費
図書館・資料館等の法人全体の教育及び研究の双方を支援するために設置されている施設の運営に要する経費です。

・受託研究費・受託事業費
受託研究・事業等の実施に要する経費です。

・人件費
退職手当の減により減少しています。

・一般管理費
法人全体の管理運営に要する経費です。
移転事業が落ち着き、減少しています。

【経常収益】
・運営費交付金収益
受け入れた運営費交付金のうち、資本剰余金、運営費交付金債務として計上している額を除いた額です。
退職手当の減等により減少しています。

・授業料、入学金等収益
授業料、入学金、検定料です。

・寄附金収益
各基金や京芸友の会、のれん百人衆事業による支出相当額を収益化したものです。科研直接経費購入の管理物品や現物寄付等の寄附受け分もこれに計上されます。
移転整備が落ち着いたことにより、減少しています。

・補助金等収益
文化庁や京都市、民間団体等の補助金事業による支出相当額を収益化したものです。

・長期繰延補助金等戻入
補助金により取得した償却資産に対する減価償却費と同額を長期繰延等補助金から当該科目に振り替え、損益を均衡させるものです。

・その他
科研費間接補助金、公開講座や演奏会の収入、その他雑益です。光熱水費や建物管理費の高校負担分などで増加しています。

【当期総利益】
貸借対照表の「当期総利益」と一致します。
償却資産購入分収益化による増加と減価償却による減少の差引となっています。全額積立金に計上する予定です。

・目的積立金取崩
前期から繰り越した積立金(前中期目標期間繰越積立金)を取崩したものです。移転に伴う経費(食堂整備)に充当しています。

純資産変動計算書

※一会計期間(4月1日から翌年3月31日までの1年間)における貸借対照表の純資産の部の各項目の変動を明らかにしたものです。

(単位:百万円)

	Ⅰ 資本金	Ⅱ 資本剰余金			Ⅲ 利益剰余金(又は繰越欠損金)						純資産合計
	地方公共団体出資金	資本剰余金	減価償却相当累計額(-)	資本剰余金合計	前中期目標期間繰越積立金	教育研究の質の向上及び組織運営の改善目的積立金	積立金	当期未処分利益(又は当期未処理損失)	うち当期総利益(又は当期総損失)	利益剰余金(又は繰越欠損金)合計	
当期首残高	25,930	1,386	△ 271	1,115	22	9	6	1,219	-	1,256	28,301
当期変動額											
Ⅰ 資本剰余金の当期変動額											
固定資産の取得		22		22							22
減価償却			△ 1,021	△ 1,021							△ 1,021
Ⅱ 利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額											
(1)利益の処分又は損失の処理											
前中期目標期間からの繰越し					1,218					1,218	1,218
利益処分による積立							1,250			1,250	1,250
利益処分(又は損失処理)による取り崩し					△ 22	△ 9	△ 1,218	△ 1,219		△ 2,468	△ 2,468
設立団体等納付金の納付							△ 39			△ 39	△ 39
(2)その他											
当期純利益(又は当期純損失)								212	212	212	212
目的積立金取崩額					△ 16					△ 16	△ 16
当期変動額合計	-	22	△ 1,021	△ 999	1,180	△ 9	△ 6	△ 1,007	212	157	△ 842
当期末残高	25,930	1,408	△ 1,292	116	1,202	-	-	212	212	1,414	27,459

運営費交付金及び寄附により取得した美術品・収蔵品です。

京都市の出資財産（建物等）に係る減価償却相当額です。

令和5年度の未処分利益、目的積立金、積立金を前中期目標期間積立金に積み立てています。

前中期期間中に使い切れなかった退職金相当額を京都市に納付しました。

(注)端数処理により合計値等にずれが生じる場合があります。

キャッシュ・フロー計算書の概要

※一会計期間(4月1日から翌年3月31日までの1年間)における業務活動、投資活動及び財務活動の三つの区分に分けて資金の流れを明らかにしたものです。

(単位:百万円)

項　　目	令和6年度	令和5年度	増　減
業務活動によるｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ①	△312	320	△632
原材料等購入による支出	△571	△675	104
人件費支出	△1,807	△1,777	△31
その他の業務支出	△683	△414	△269
運営費交付金収入	1,906	1,992	△86
授業料、入学金等収入	708	704	4
共同研究・受託事業収入	19	12	7
補助金等収入	21	15	6
寄附金収入	109	484	△376
その他	24	△23	47
設置団体納付金の支払額	△39	－	△39
投資活動によるｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ②	△205	△501	296
有価証券の取得による支出	△50	－	△50
有形固定資産の取得による支出	△155	△501	346
有形固定資産の売却による収入	－	0	△0
定期預金等の預入による支出	△100	△100	－
定期預金等の払戻による収入	100	100	－
財務活動によるｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ③	△7	△7	0
リース債務の返済による支出	△7	△7	△0
利息の支払額	△0	△0	0
資金増加額　④=①+②+③	△525	△188	△336
資金期首残高　⑤	1,223	1,411	△188
資金期末残高　⑥=④+⑤	698	1,223	△525

(注)端数処理により合計値等にずれが生じる場合があります。

・業務活動によるｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ
通常の業務の実施に係る資金の状態を表しています。

・原材料等購入による支出
人件費と一般管理費以外の業務費に係る経費の支出を表しています。

・その他の業務支出
一般管理費に係る経費を表しています。

・寄附金収入
基金運用益や各寄附金等の受入額です。

・投資活動によるｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ
固定資産の取得や資金の運用など、将来に向けた運営基盤の確立のために行われる活動に係る資金の状態を表しています。

・財務活動によるｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ
資金の調達(借入)や返済による資金の状態を表しています。

・資金期末残高
現金と要求払預金(流動性の高い預金)で，貸借対照表における「現金及び預金」と一致します。
但し、定期預金を100百万円有しているため、キャッシュフロー上の資金期末残高と貸借対照表の「現金及び預金」が異なります。

利益の処分に関する書類(案)の概要

※決算日(3月31日時点)における未処分利益の処分内容を明らかにしたものです。

(単位:百万円)

項　　目	令和6年度	令和5年度	増　減
当期未処分利益	212	1,219	△1,007
当期総利益	212	1,219	△1,007
利益処分額	212	－	212
積立金	212	－	212

・当期総利益
貸借対照表、損益計算書における「当期総利益」と一致します。

・積立金
次年度以降に損失が生じた場合の補填に充当することができます。

決算報告書の概要

※年度計画における予算と執行状況を対比することにより法人の運営状況を明らかにしたものです。

（単位：百万円）

項　　目	R6予算額	R6決算額	差　額
収入	3,121	3,000	△121
運営費交付金	1,929	1,926	△3
補助金収入	30	24	△6
授業料等収入	696	708	12
受託研究等収入及び寄附金	401	286	△115
その他収入	42	39	△2
目的積立金取崩	23	16	△7
支出	3,121	2,959	△162
人件費	1,795	1,701	△94
教育研究費	345	471	126
受託研究費及び寄附金事業等	401	285	△116
一般管理費	581	502	△79

【収入】
・運営費交付金
高等教育修学支援制度に係る執行や、光熱水費の見込み減によるものです。

・授業料等収入
学生数増による授業料の増や市外入学者の増による入学金の増などによるものです。

・受託研究等収入及び寄附金
寄附金事業の見込み減などによるものです。

・目的積立金取崩
効率的な執行等により取崩額の減をとなったものです。

【支出】
・人件費
退職手当の見込み減などです。

・教育研究費
光熱水費の計上による増です（当初予算では、一般管理費に一括計上し、決算時に振り分けているため）。

・受託研究費及び寄附金事業等
寄附金事業などの見込み減によるものです。

・一般管理費
光熱水費の教育研究費への振り分けによる減です。

財務諸表の関連図

（単位：百万円）

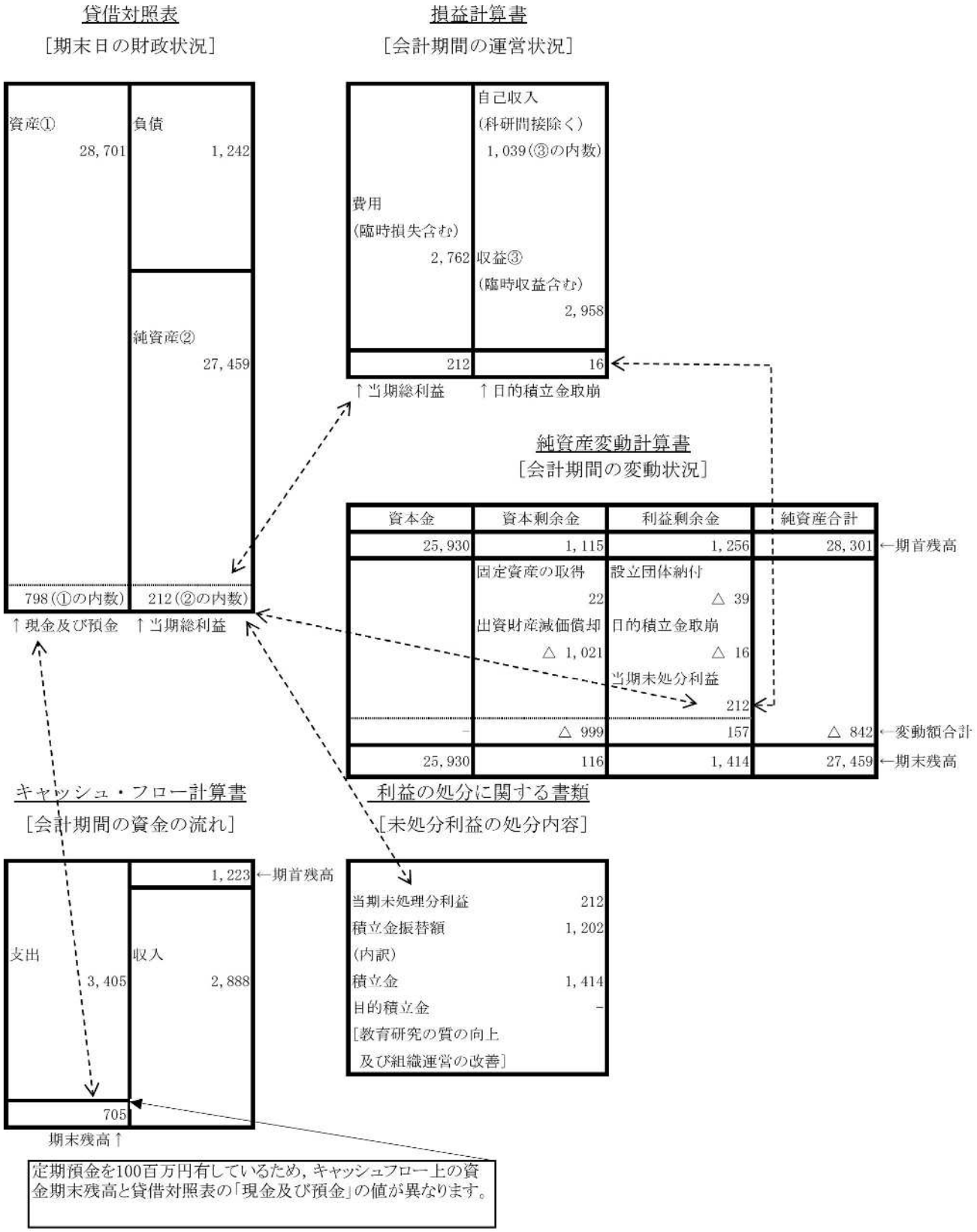

財務分析について（退職手当控除版）

法人の業務運営の健全性、発展性、人件費や一般管理費及び教育研究費の水準等を把握し、財務内容の改善や今後の大学運営に役立てるため、損益計算書を用いて財務分析を行っております。

分析	指標	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	増減（前年度比）	指標の判定
健全性	自己収入比率	34.6%	34.1%	49.1%	36.8%	△12.3pt	比率が高いほど財務の自立性が高い
発展性	外部資金比率	1.6%	1.7%	28.8%	10.9%	△18.0pt	比率が高いほど外部資金による活動の割合が高い
効率性	人件費率	73.4%	72.8%	51.7%	60.9%	9.1pt	比率が高いほど労働集約的な費用構造にある
	一般管理費率	8.8%	8.4%	23.5%	16.5%	△7.0pt	比率が高いほど管理的経費の割合が高い
活動性	教育経費率	13.0%	13.7%	19.8%	16.1%	△3.7pt	比率が高いほど教育目的の物件費の割合が高い
	研究経費率	2.2%	2.3%	2.1%	2.8%	0.7pt	比率が高いほど研究目的の物件費の割合が高い

健全性…　自己収入比率は、移転整備募金の活用の減により、前年度に比べ大幅に減少している。
発展性…　外部資金比率は、移転整備募金の活用の減により、前年度に比べ大幅に減少している。
効率性…　人件費率は、移転経費の減による経常費用全体の減により、前年度に比べ大幅に増加している。
　　一般管理費率は、移転経費の減少により、前年度に比べ大幅に減少している。
活動性…　教育経費率は、移転整備募金の活用の減により、前年度に比べ減少している。
　　研究経費率は、前年度に比べほぼ横ばいとなっている。

※計算式
・自己収入比率 ＝（自己収入収益 ＋ 外部資金）÷ 経常収益
・外部資金比率 ＝（受託研究等収益 ＋ 受託事業等収益 ＋ 補助金収益 ＋ 寄附金収益）÷ 経常収益
・人件費率 ＝ 人件費 ÷ 経常費用　　・一般管理費率 ＝ 一般管理費 ÷ 経常費用
・教育経費率 ＝ 教育経費 ÷ 経常費用　　・研究経費率 ＝ 研究経費 ÷ 経常費用

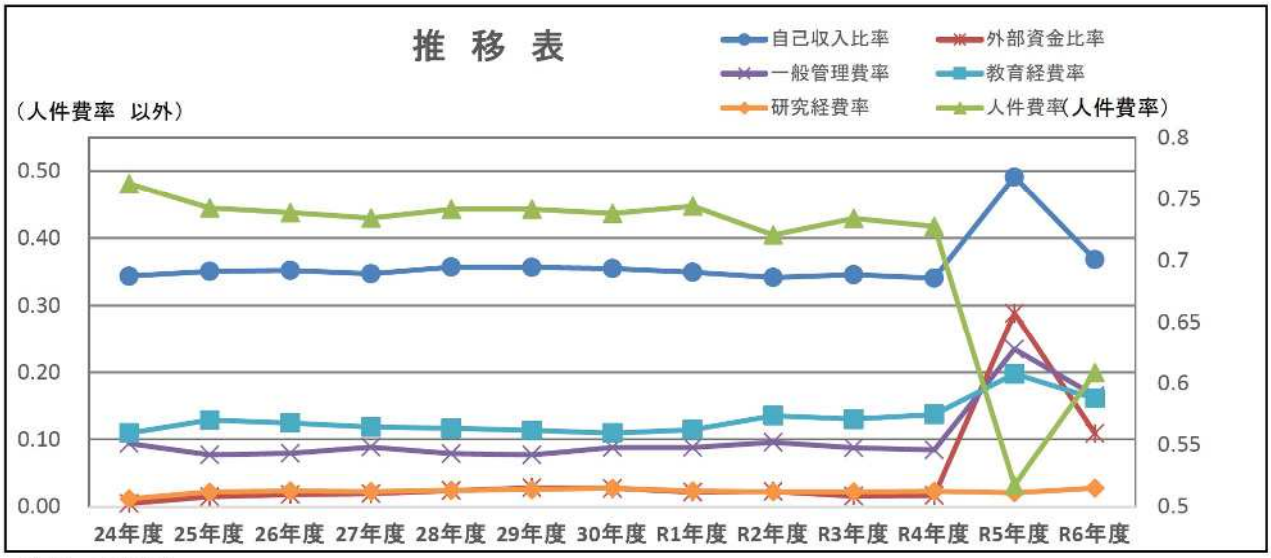

（参考：実績値）　（単位：百万円）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人件費	1,573	1,584	1,584	1,587	1,608	1,618	1,610	1,619	1,598	1,609	1,613	1,649	1,651
教育経費	226	275	267	256	253	247	238	249	300	285	304	630	436
研究経費	24	47	51	49	53	56	61	51	49	49	51	66	75
一般管理費	194	164	170	191	171	168	192	191	212	192	187	748	447
その他経費	47	63	72	78	83	93	80	66	58	57	62	94	102
経常費用	2,064	2,133	2,144	2,161	2,168	2,182	2,181	2,176	2,217	2,192	2,217	3,187	2,712
運営費交付金収益	1,395	1,388	1,384	1,397	1,380	1,381	1,394	1,409	1,443	1,416	1,439	1,837	1,838
外部資金収益	11	32	39	42	52	61	60	48	50	35	37	1,041	315
自己収入収益（学納金等）	723	723	721	709	724	713	715	716	707	723	718	731	756
その他収益	6	8	13	14	17	15	14	12	14	17	21	0	0
経常収益	2,135	2,151	2,157	2,162	2,173	2,170	2,183	2,185	2,214	2,191	2,215	3,609	2,908

財　務　諸　表

第13期(令和6年度)

自　令和6年4月　1日
至　令和7年3月31日

公立大学法人京都市立芸術大学

目　　次

貸借対照表 …… 1
損益計算書 …… 3
純資産変動計算書 …… 5
キャッシュ・フロー計算書 …… 6
利益の処分に関する書類(案) …… 7
重要な会計方針 …… 8
注記事項 …… 9

附属明細書
（1）固定資産の取得及び処分、減価償却費並びに減損損失の明細 …… 11
（2）棚卸資産の明細 …… 11
（3）無償使用市有財産等の明細 …… 12
（4）有価証券の明細 …… 12
（5）長期貸付金の明細 …… 12
（6）長期借入金の明細 …… 12
（7）公立大学法人債の明細 …… 12
（8）引当金の明細 …… 12
（9）資産除去債務の明細 …… 12
(10) 保証債務の明細 …… 12
(11) 資本剰余金の明細 …… 12
(12) 目的積立金の取崩しの明細 …… 13
(13) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 …… 13
(14) 運営費交付金以外の設置団体等からの財源措置の明細 …… 13
(15) 役員及び教職員の給与の明細 …… 14
(16) 開示すべきセグメント情報 …… 14
(17) 業務費及び一般管理費の明細 …… 14
(18) 寄附金の明細 …… 17
(19) 受託研究の明細 …… 17
(20) 共同研究の明細 …… 17
(21) 受託事業等の明細 …… 17
(22) 科学研究費助成事業等の明細 …… 17
(23) 上記以外の主な資産，負債，費用及び収益の明細 …… 18
(24) 関連公益法人等の概要等 …… 18

貸 借 対 照 表

（令和7年3月31日）

（単位：円）

資産の部				
Ⅰ　固定資産				
有形固定資産				
建物	17,756,170,189			
減価償却累計額	△489,787,162	17,266,383,027		
建物附属設備	7,720,069,837			
減価償却累計額	△707,940,205	7,012,129,632		
構築物	323,065,585			
減価償却累計額	△23,796,094	299,269,491		
工具器具備品	1,110,515,498			
減価償却累計額	△315,316,812	795,198,686		
図書		652,133,212		
美術品・収蔵品		1,408,166,695		
車両運搬具	2,295,660			
減価償却累計額	△1,498,159	797,501		
有形固定資産合計		27,434,078,244		
無形固定資産				
ソフトウェア		9,698,624		
電話加入権		30,000		
無形固定資産合計		9,728,624		
投資その他の資産				
投資有価証券		326,509,061		
投資その他の資産合計		326,509,061		
固定資産合計			27,770,315,929	
Ⅱ　流動資産				
現金及び預金		798,099,381		
未収金		131,737,990		
立替金		922,203		
流動資産合計			930,759,574	
資産合計				28,701,075,503

貸 借 対 照 表

（令和7年3月31日）

（単位：円）

負債の部			
Ⅰ　固定負債			
長期繰延補助金等(※)	6,258,499		
長期寄附金債務(※)	799,770,283		
長期リース債務	1,853,587		
固定負債合計		807,882,369	
Ⅱ　流動負債			
運営費交付金債務(※)	38,278,288		
預り補助金等(※)	2,313,461		
前受受託研究費等(※)	549,463		
前受受託事業費等(※)	366,800		
科学研究費助成事業等預り金	9,170,857		
未払金	331,028,468		
リース債務	7,368,345		
未払消費税等	1,365,800		
前受金	486,600		
預り金	42,927,568		
流動負債合計		433,855,650	
負債合計			1,241,738,019
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
地方公共団体出資金	25,930,000,000		
資本金合計		25,930,000,000	
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金	1,408,196,695		
減価償却相当累計額（－）(※)	△1,292,388,484		
資本剰余金合計		115,808,211	
Ⅲ　利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金(※)	1,201,650,510		
当期未処分利益	211,878,763		
（うち当期総利益）	(211,878,763)		
利益剰余金合計		1,413,529,273	
純資産合計			27,459,337,484
負債純資産合計			28,701,075,503

（※）これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損 益 計 算 書

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：円）

経常費用			
業務費			
教育経費	436,118,658		
研究経費	75,479,378		
教育研究支援経費	82,108,908		
受託研究費	450,537		
共同研究費	3,929,768		
受託事業費	15,519,138		
役員人件費	46,728,464		
教員人件費	1,249,001,281		
職員人件費	405,344,942	2,314,681,074	
一般管理費		447,386,913	
財務費用			
支払利息	131,786		
為替差損	927	132,713	
経常費用合計			2,762,200,700
経常収益			
運営費交付金収益(※)		1,887,656,157	
授業料収益(※)		556,154,100	
入学金収益(※)		135,830,400	
検定料収益(※)		16,456,000	
受託研究収益(※)		450,537	
共同研究収益(※)		4,725,000	
受託事業等収益(※)		15,544,658	
寄附金収益(※)		272,608,807	
補助金等収益(※)		21,801,391	
長期繰延補助金等戻入(※)		110,736	
雑益			
証明書手数料収益	315,700		
公開講座等収益	1,596,000		
演奏会等収益	8,371,377		
物品等売払収益	161,100		
物品受贈益	7,586,700		
科学研究費補助金間接経費収益	9,058,887		
その他雑益	19,651,914	46,741,678	
経常収益合計			2,958,079,464
経常利益			195,878,764
臨時損失			
固定資産除却損		1	1
当期純利益			195,878,763
目的積立金取崩額(※)			16,000,000
当期総利益			211,878,763

（※） これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損 益 計 算 書

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位:円）

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

当期総利益		211,878,763	
減価償却相当額（※１）	△ 1,021,077,815		
賞与引当増加(減少)相当額（※１、※２）	△ 4,059,061		
退職給付引当増加(減少)相当額（※１、※３）	△ 36,884,642		
小計（※１）		△ 1,062,021,518	
資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額			△ 850,142,755

（※１）正の符号はコストの減少、負の符号はコストの増加を示しています。

（※２）賞与引当増加(減少)相当額の中には、設立団体からの派遣職員に係る1,563,416円が含まれています。

（※３）退職給付引当増加(減少)相当額の中には、設立団体からの派遣職員に係る△11,289,755円が含まれています。

科学研究費助成事業等に関する注記

当期受入額　32,589,220 円

当期支出額　30,935,210 円

純資産変動計算書

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位:円）

	Ⅰ 資本金	Ⅱ 資本剰余金			Ⅲ 利益剰余金（又は繰越欠損金）						純資産合計
	地方公共団体出資金	資本剰余金	減価償却相当累計額(-)	資本剰余金合計	前中期目標期間繰越積立金	教育研究の質の向上及び組織運営の改善目的積立金	積立金	当期未処分利益(又は当期未処理損失)	うち当期総利益（又は当期総損失）	利益剰余金(又は繰越欠損金)合計	
当期首残高	25,930,000,000	1,386,031,485	△ 271,310,669	1,114,720,816	21,946,573	9,070,118	6,344,987	1,218,911,510	-	1,256,273,188	28,300,994,004
当期変動額											
Ⅰ 資本剰余金の当期変動額											
固定資産の取得		22,165,210		22,165,210							22,165,210
減価償却			△ 1,021,077,815	△ 1,021,077,815							△ 1,021,077,815
Ⅱ 利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額											
(1)利益の処分又は損失の処理											
前中期目標期間からの繰越し					1,217,650,510					1,217,650,510	1,217,650,510
利益処分による積立							1,249,928,201			1,249,928,201	1,249,928,201
利益処分（又は損失処理）による取り崩し					△ 21,946,573	△ 9,070,118	△ 1,217,650,510	△ 1,218,911,510		△ 2,467,578,711	△ 2,467,578,711
設立団体等納付金の納付							△ 38,622,678			△ 38,622,678	△ 38,622,678
(2)その他											
当期純利益(又は当期純損失)								211,878,763	211,878,763	211,878,763	211,878,763
目的積立金取崩額					△ 16,000,000					△ 16,000,000	△ 16,000,000
当期変動額合計	-	22,165,210	△ 1,021,077,815	△ 998,912,605	1,179,703,937	△ 9,070,118	△ 6,344,987	△ 1,007,032,747	211,878,763	157,256,085	△ 841,656,520
当期末残高	25,930,000,000	1,408,196,695	△ 1,292,388,484	115,808,211	1,201,650,510	-	-	211,878,763	211,878,763	1,413,529,273	27,459,337,484

キャッシュ・フロー計算書

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△571,248,490
人件費支出	△1,807,396,749
その他の業務支出	△682,670,400
運営費交付金収入	1,906,317,701
授業料収入	556,154,100
入学金収入	135,830,400
検定料収入	16,456,000
受託研究等収入	1,000,000
共同研究収入	4,725,000
受託事業等収入	13,313,642
補助金等収入	20,993,462
寄附金収入	108,804,737
その他の収入	30,972,155
預り金収支差額	△6,788,958
小　　計	△273,537,400
設置団体納付金の支払額	△38,622,678
業務活動によるキャッシュ・フロー	△312,160,078
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△49,919,000
有形固定資産の取得による支出	△155,133,038
定期預金の預け入れによる支出	△100,000,000
定期預金の払い戻しによる収入	100,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△205,052,038
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△7,295,062
利息の支払額	△131,786
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,426,848
Ⅳ　資金増減額	△524,638,964
Ⅴ　資金期首残高	1,222,738,345
Ⅵ　資金期末残高	698,099,381

利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		211,878,763
	当期総利益	211,878,763	
Ⅱ	利益処分額		
	積立金		211,878,763

重要な会計方針

改訂後の「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（令和４年８月３１日総務省告示第２８５号改訂）及び「「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」（総務省自治行政局、総務省自治財政局、日本公認会計士協会令和６年３月改訂）を適用して、財務諸表等を作成しています。

なお、地方独立行政法人会計基準等のうち、収益認識に関する会計基準の導入による改訂内容については、令和６事業年度から適用しています。財務諸表に与える影響はありません。

１　運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金及び「大学等における修学の支援に関する法律」に基づいて実施する減免費用に充当される運営費交付金については、費用進行基準を採用しており、理事長の承認を受けたプロジェクトについては、業務達成基準を採用しています。

２　減価償却の会計処理方法

（１）有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、設立団体から承継した固定資産については、承継時の残存耐用年数で減価償却しています。主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物　２２年～４７年
建物付属設備　６年～１８年
構築物　１０年～２０年
工具器具備品　５年～１５年
車両運搬具　４年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第８７）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

（２）無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しています。

３　引当金の計上基準

（１）賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金による財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加（減少）相当額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した金額を計上しています。

（２）退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金による財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加（減少）相当額は、地方独立行政法人会計基準第８９第５項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加（減少）額を計上しています。

４　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）により評価しています。

５　リース取引の会計処理

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については，通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

注記事項

1　貸借対照表関係

（1）運営費交付金から充当されるべき賞与見積額　115,514,523円

（2）運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額　870,221,855円

（設立団体からの派遣職員に対する退職給付の見積額については、上記金額から除いています。）

2　損益計算書関係

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△1,039,947円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、212,918,710円であります。

3　キャッシュ・フロー計算書関係

（1）資金の期末残高と貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	798,099,381円
定期預金	△100,000,000円
資金期末残高	698,099,381円

（2）重要な非資金取引

（2）－1　現物寄附による固定資産の取得

工具器具備品	2,198,900円
図書	6,226,611円
美術品・収蔵品	21,613,210円
合計	30,038,721円

4　公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

（単位：円）

Ⅰ 業務費用		
（1）損益計算書上の費用	2,762,200,701	
（2）控除・自己収入等	△1,031,865,593	
業務費用合計		1,730,335,108
Ⅱ 資本剰余金を減額したコスト等		1,062,021,518
Ⅲ 機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	373,722,585	
地方公共団体出資の機会費用	406,561,413	780,283,998
Ⅳ （控除）設立団体納付額		△ 38,622,678
Ⅴ 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト		3,534,017,946

（注）公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

1　地方公共団体所有資産の無償使用による機会費用の計算方法

京都市公有財産及び物品条例等を参考に使用料を計算しています。

2　地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

１０年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に１．４９７％で計算しています。

3　機会費用の内訳

機会費用はすべて設立団体に係るものです。

5　重要な債務負担行為　　（単位：円）

契約件名	次年度以降支払額	期間
建物管理委託業務	192,324,000	令和7年度まで

6　重要な後発事象

該当する事項はありません。

7　金融商品の時価等に関する事項

（1）金融商品の状況に関する事項

資金運用については、地方独立行政法人法第４３条に基づき、預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しています。

（2）金融商品の時価等の開示

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、現金は注記を省略しており、預金、未収入金、未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額※	時価※	差　額　※
（1）投資有価証券	326,509,061	329,568,750	3,059,689
（2）リース債務	(9,221,932)	(9,024,553)	△197,379

※負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

※リース債務には、固定及び流動の合計額を記載しています。

（1）投資有価証券

国債は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

（2）リース債務

元利金の合計額を新規に同様の借入又は、取引を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

8　賃貸等不動産の時価等に関する事項

該当する事項はありません。

附属明細書

（1）固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期末残高
							当期償却額		当期減損損失	当期減損損失相当額	
有形固定資産（特定償却資産）	建物	17,711,071,417	－	－	17,711,071,417	489,087,805	391,270,248	－	－	－	17,221,983,612
	建物付属設備	7,572,443,102	－	－	7,572,443,102	702,286,785	561,829,483	－	－	－	6,870,156,317
	構築物	303,404,397	－	－	303,404,397	23,714,173	18,971,341	－	－	－	279,690,224
	工具器具備品	327,039,774	－	－	327,039,774	61,258,411	49,006,743	－	－	－	265,781,363
	計	25,913,958,690	－	－	25,913,958,690	1,276,347,174	1,021,077,815	－	－	－	24,637,611,516
有形固定資産（特定償却資産以外）	建物	11,047,457	34,051,315	－	45,098,772	699,357	539,312	－	－	－	44,399,415
	建物付属設備	37,445,905	110,180,830	－	147,626,735	5,653,420	4,274,172	－	－	－	141,973,315
	構築物	－	19,661,188	－	19,661,188	81,921	81,921	－	－	－	19,579,267
	工具器具備品	657,797,057	126,228,667	550,000	783,475,724	254,058,401	87,139,460	－	－	－	529,417,323
	車両運搬具	2,295,660	－	－	2,295,660	1,498,159	330,000	－	－	－	797,501
	図書	637,943,377	14,201,185	11,350	652,133,212	－	－	－	－	－	652,133,212
	計	1,346,529,456	304,323,185	561,350	1,650,291,291	261,991,258	92,364,865	－	－	－	1,388,300,033
非償却資産	土地	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	美術品・収蔵品	1,386,001,485	22,165,210	－	1,408,166,695	－	－	－	－	－	1,408,166,695
	計	1,386,001,485	22,165,210	－	1,408,166,695	－	－	－	－	－	1,408,166,695
有形固定資産合計	土地	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建物	17,722,118,874	34,051,315	－	17,756,170,189	489,787,162	391,809,560	－	－	－	17,266,383,027
	建物付属設備	7,609,889,007	110,180,830	－	7,720,069,837	707,940,205	566,103,655	－	－	－	7,012,129,632
	構築物	303,404,397	19,661,188	－	323,065,585	23,796,094	19,053,262	－	－	－	299,269,491
	工具器具備品	984,836,831	126,228,667	550,000	1,110,515,498	315,316,812	136,146,203	－	－	－	795,198,686
	車両運搬具	2,295,660	－	－	2,295,660	1,498,159	330,000	－	－	－	797,501
	図書	637,943,377	14,201,185	11,350	652,133,212	－	－	－	－	－	652,133,212
	美術品・収蔵品	1,386,001,485	22,165,210	－	1,408,166,695	－	－	－	－	－	1,408,166,695
	計	28,646,489,631	326,488,395	561,350	28,972,416,676	1,538,338,432	1,113,442,680	－	－	－	27,434,078,244
無形固定資産	ソフトウェア	48,061,770	－	1,418,000	46,643,770	36,945,146	7,435,394	－	－	－	9,698,624
	電話加入権	30,000	－	－	30,000	－	－	－	－	－	30,000
	計	48,091,770	－	1,418,000	46,673,770	36,945,146	7,435,394	－	－	－	9,728,624
投資その他の資産	投資有価証券	276,146,267	50,362,794	－	326,509,061	－	－	－	－	－	326,509,061
	計	276,146,267	50,362,794	－	326,509,061	－	－	－	－	－	326,509,061

（2）棚卸資産の明細

該当事項はありません。

（3）無償使用市有財産等の明細

区　分	種　別	所　在　地	面積(㎡)	構　造	機会費用の金額(円)	摘　要
土地	校舎敷地	京都市下京区下之町57番地の1他	30,308.00	－	366,520,705	
	校庭（屋形町）	京都市下京区屋形町2-1他	3,174.50	－	7,201,880	令和6年4月16日から
	小　計		33,482.50		373,722,585	
合　計			33,482.50		373,722,585	

（4）有価証券の明細

（4）－1　流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

（4）－2　投資その他の資産として計上された有価証券　（単位:円）

	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	摘　要
満期保有目的債券	第9回利付国債	270,911,200	280,000,000	276,587,764	－	
	第44回利付国債	24,944,250	25,000,000	24,945,521	－	
	第155回利付国債	24,974,750	25,000,000	24,975,776	－	
合　計		320,830,200	330,000,000	326,509,061	－	

（5）長期貸付金の明細

該当事項はありません。

（6）長期借入金の明細

該当事項はありません。

（7）公立大学法人債の明細

該当事項はありません。

（8）引当金の明細

該当事項はありません。

（9）資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(10)保証債務の明細

該当事項はありません。

(11)資本剰余金の明細

（単位:円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
地方公共団体からの贈与	1,215,316,390	－	－	1,215,316,390	
運営費交付金による取得	12,824,609	540,000	－	13,364,609	(注)
寄附による取得	157,890,486	21,625,210	－	179,515,696	(注)
合計	1,386,031,485	22,165,210	－	1,408,196,695	

（注）美術品・収蔵品の取得です。

(12)目的積立金の取崩しの明細

(単位:円)

積立金の名称及び事業名	前中期目標期間繰越積立金		教育研究の質の向上及び組織運営の改善目的積立金	
	教育研究の質の向上及び組織運営の改善	計	その他	計
一般管理費				
消耗品費	6,466,051	6,466,051	-	-
管理物品費	8,375,765	8,375,765	-	-
業務委託費	1,158,184	1,158,184	-	-
小計	16,000,000	16,000,000	-	-
中期目標期間終了時の積立金への振替額	21,946,573	21,946,573	9,070,118	9,070,118
合計	37,946,573	37,946,573	9,070,118	9,070,118

(13)運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(13)－１　運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資本剰余金	臨時利益	小　計	
令和6年度	-	1,926,474,445	1,887,656,157	540,000	-	1,888,196,157	38,278,288
合計	-	1,926,474,445	1,887,656,157	540,000	-	1,888,196,157	38,278,288

(13)－２　運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	令和6年度交付分
期間進行基準	1,837,505,306
費用進行基準	50,150,851
合計	1,887,656,157

(14)運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

(14)－１　施設費の明細

該当事項はありません。

(14)－２　補助金等の明細

(単位:円)

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額			期末残高	摘要
					長期繰延補助金等	預り補助金	収益		
文化庁「大学における文化芸術推進事業」	文化庁	直接経費	-	11,530,000	-	-	11,530,000	-	11,530,000
京都府外国人留学生緊急生活支援事業費補助金	京都府	直接経費	-	100,000	-	-	100,000	-	100,000
大阪・関西万博開催記念展覧会事業費補助金	京都府	直接経費	-	148,000	-	-	148,000	-	148,000
ふるさと納税を活用した大学における地域連携等推進事業	京都市	直接経費	-	6,430,000	-	-	6,430,000	-	6,430,000
公益財団法人教科書研究センター研究助成金	公益財団法人教科書研究センター	直接経費	-	250,000	-	-	250,000	-	250,000
2024年度上期芸術文化助成金	公益財団法人野村財団	直接経費	-	500,000	-	-	500,000	-	500,000
令和6年度国際交流助成金	公益財団法人吉野石膏美術振興財団	直接経費	-	2,000,000	-	2,000,000	-	-	2,000,000
ギャラリーアクア申請展に係る助成	一般財団法人NISSHA財団	直接経費	-	1,000,000	-	313,461	686,539	-	1,000,000
第３８回ピアノフェスティバル開催に係る助成	京都ライオンズクラブ	直接経費	-	600,000	-	-	600,000	-	600,000
第１７４回定期演奏会開催に係る助成	京都ライオンズクラブ	直接経費	-	1,595,462	38,610	-	1,556,852	-	1,595,462
合計		直接経費	-	24,153,462	38,610	2,313,461	21,801,391	-	
		計	-	24,153,462	38,610	2,313,461	21,801,391	-	

(注１)摘要欄には、当期交付決定額を記載しています。

(15)役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区分		報酬又は給料等		法定福利費	退職給付	
		金額	支給人員	金額	金額	支給人員
役員	常勤	31,758,686	2	3,977,186	10,870,672	1
	非常勤	121,920	2	-	-	-
	計	31,880,606	4	3,977,186	10,870,672	1
教員	常勤	931,691,087	100	151,789,138	38,293,407	4
	非常勤	126,438,285	153	789,364	-	-
	計	1,058,129,372	253	152,578,502	38,293,407	4
職員	常勤	261,722,466	40	42,447,831	986,772	1
	非常勤	92,207,876	58	7,979,997	-	-
	計	353,930,342	98	50,427,828	986,772	1
合計	常勤	1,225,172,239	142	198,214,155	50,150,851	5
	非常勤	218,768,081	213	8,769,361	-	-
	計	1,443,940,320	355	206,983,516	50,150,851	5

(注1)役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要

役員に対する報酬及び退職手当については、「公立大学法人京都市立芸術大学役員報酬等規程」に基づき支給しています。

(注2)教職員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要

教職員に対する報酬及び退職手当については、「公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則」、「公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程」、「公立大学法人京都市立芸術大学退職手当支給規程」に基づき支給しています。

(注3)支給人員は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの平均支給人員数、退職給付には総支給人員を記載しています。

(注4)退職給付の支給人員について、役員と教員に同一人物が1人計上されているため、合計が1人減算されています。

(16)開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略します。

(17)業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費		
消耗品費	55,703,991	
管理物品費	24,595,496	
印刷製本費	5,930,995	
水道光熱費	90,864,345	
旅費交通費	1,558,938	
通信運搬費	4,745,630	
賃借料	31,878,237	
保守費	3,228,170	
修繕費	3,245,607	
損害保険料	58,425	
諸会費	296,000	
会議費	73,538	
報酬・委託・手数料	70,729,162	
奨学費	62,548,790	
減価償却費	77,059,870	
雑費	3,601,464	436,118,658
研究経費		
消耗品費	16,442,481	
管理物品費	5,373,781	
印刷製本費	859,055	
水道光熱費	20,893,281	
旅費交通費	6,292,385	
通信運搬費	573,192	
賃借料	41,278	

(17)業務費及び一般管理費の明細　続き

（単位:円）

保守費	8,580	
修繕費	1,164,826	
諸会費	893,298	
会議費	117,472	
報酬・委託・手数料	20,963,602	
減価償却費	1,685,647	
雑費	170,500	75,479,378
教育研究支援経費		
消耗品費	6,564,170	
管理物品費	2,364,434	
印刷製本費	1,938,085	
水道光熱費	8,017,534	
旅費交通費	230,608	
通信運搬費	2,408,895	
賃借料	7,152,343	
保守費	280,720	
修繕費	305,800	
損害保険料	900	
諸会費	115,000	
会議費	59,048	
報酬・委託・手数料	39,300,099	
減価償却費	13,352,322	
図書費	11,350	
雑費	7,600	82,108,908
受託研究費		
消耗品費	146,687	
通信運搬費	3,850	
報酬・委託・手数料	300,000	450,537
共同研究費		
消耗品費	1,232,463	
旅費交通費	137,217	
通信運搬費	35,610	
諸会費	55,500	
報酬・委託・手数料	2,077,901	
減価償却費	92,468	
雑費	298,609	3,929,768
受託事業費		
消耗品費	3,967,969	
管理物品費	950,352	
印刷製本費	32,450	
旅費交通費	169,940	
通信運搬費	350,056	
損害保険料	43,000	
報酬・委託・手数料	9,587,864	
租税公課	417,507	15,519,138

(17)業務費及び一般管理費の明細　続き

（単位:円）

役員人件費			
報酬		22,699,640	
賞与		9,180,966	
退職給付費用		10,870,672	
法定福利費		3,977,186	46,728,464
教員人件費			
常勤教員人件費			
給料	668,708,907		
賞与	262,982,180		
退職給付費用	38,293,407		
法定福利費	151,789,138	1,121,773,632	
非常勤教員人件費			
給料	126,438,285		
法定福利費	789,364	127,227,649	1,249,001,281
職員人件費			
常勤職員人件費			
給料	201,435,120		
賞与	60,287,346		
退職給付費用	986,772		
法定福利費	42,447,831	305,157,069	
非常勤職員人件費			
給料	84,350,990		
賞与	7,856,886		
法定福利費	7,979,997	100,187,873	405,344,942
一般管理費			
消耗品費		31,265,404	
管理物品費		37,390,180	
印刷製本費		2,858,461	
水道光熱費		24,325,642	
旅費交通費		1,819,109	
通信運搬費		9,385,122	
賃借料		27,009,936	
車両燃料費		34,558	
福利厚生費		3,500	
保守費		81,400	
修繕費		735,020	
損害保険料		490,767	
諸会費		2,749,469	
会議費		76,840	
報酬・委託・手数料		297,451,202	
減価償却費		7,609,952	
租税公課		1,060,493	
雑費		3,039,858	447,386,913

(18)寄附金の明細　　(単位:円)

区　分	当期受入額	件　数	摘　要
京都市立芸術大学	141,394,325	7,538	うち現物寄附　32,589,588円　6,783件
合計	141,394,325	7,538	

(19)受託研究の明細　　(単位:円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
その他	直接経費	-	950,000	414,281	535,719
	間接経費	-	50,000	36,256	13,744
合　計	直接経費	-	950,000	414,281	535,719
	間接経費	-	50,000	36,256	13,744

(20)共同研究の明細　　(単位:円)

共同研究契約の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
株式会社等	直接経費	-	4,488,750	4,488,750	-
	間接経費	-	236,250	236,250	-
合　計	直接経費	-	4,488,750	4,488,750	-
	間接経費	-	236,250	236,250	-

(21)受託事業等の明細　　(単位:円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
地方公共団体(設立団体)	直接経費	-	92,340	92,340	-
	間接経費	-	5,000	5,000	-
独立行政法人・国立大学法人	直接経費	-	7,508,627	7,508,627	-
	間接経費	-	-	-	-
株式会社等	直接経費	-	7,265,491	6,898,691	366,800
	間接経費	-	-	-	-
その他	直接経費	-	1,040,000	1,040,000	-
	間接経費	-	-	-	-
合　計	直接経費	-	15,906,458	15,539,658	366,800
	間接経費	-	5,000	5,000	-

(22)科学研究費助成事業等の明細　　(単位:円)

種　目	当期受入額	件　数	摘　要
基盤研究(A)	(1,200,000) 360,000	1件	
基盤研究(B)	(12,540,000) 3,762,000	11件	
基盤研究(C)	(11,293,000) 3,387,900	18件	
若手研究	(600,000) 180,000	1件	
挑戦的研究(開拓)	(200,000) -	1件	
特別研究員奨励費	(6,256,220) 1,368,987	5件	
ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI	(500,000) -	1件	
合計	(32,589,220) 9,058,887	38件	

(注)　間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として括弧内に記載しています。

(23)上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

現金及び預金の明細　（単位:円）

区　分	金　額	備　考
現金	226,332	
預金	797,873,049	
計	798,099,381	

長期寄附金債務の明細　（単位:円）

区　分	金　額	備　考
芸術教育振興基金	266,237,811	
奨学基金	30,107,220	
施設整備基金	260,965,905	
笠原記念基金	100,000,000	
染織会館奨学基金	73,728,703	
京芸友の会	4,703,019	
のれん百人衆	19,199,915	
その他	44,827,710	
計	799,770,283	

未払金の明細　（単位:円）

区　分	金　額	備　考
資産購入	134,619,150	
人件費	59,400,242	
業務費	23,270,056	
一般管理費	113,357,290	
科研費	381,730	
計	331,028,468	

(24)関連公益法人等の概要等

該当事項はありません。

決 算 報 告 書

第13期(令和6年度)

自　令和6年4月 1日
至　令和7年3月31日

公立大学法人京都市立芸術大学

決算報告書

（単位：百万円）

区　　分	予 算 額	決 算 額	差　額 （決算－予算）	備　考
収入				
運営費交付金	1,929	1,926	△3	(注1)
補助金収入	30	24	△6	(注2)
授業料等収入	696	708	12	(注3)
受託研究等収入及び寄附金等	401	286	△115	(注4)
その他収入	42	39	△2	(注5)
目的積立金取崩	23	16	△7	(注6)
計	3,121	3,000	△121	
支出				
人件費	1,795	1,701	△94	(注7)
教育研究費	345	471	126	(注8)
受託研究費及び寄附金事業等	401	285	△116	(注4)
一般管理費	581	502	△79	(注9)
計	3,121	2,959	△162	

本表は、当法人の予算の区分に従い年度計画予算額と決算額（予算執行額）を表示して差異を説明しています。従って、財務諸表とは科目表示や算定条件が異なっています。

※予算と決算の差異について

（注１）　「大学等における修学の支援に関する法律」に基づいて実施する事業の見込み減や光熱水費の見込み減によるものです。

（注２）　補助金事業の見込み減によるものです。

（注３）　学生数増による授業料の増や市外入学者の増による入学金の増などによるものです。

（注４）　寄付金事業の見込み減などによるものです。

（注５）　科学研究費補助金（間接経費）の見込み減などによるものです。

（注６）　効率的な執行等による支出の減などにより、目的積立金取崩を低減したものです。

（注７）　退職金の見込み減などによるものです。

（注８）　光熱水費の計上による増です（当初予算では、一般管理費に一括計上し、決算時に振り分けているため）。

（注９）　光熱水費の教育研究費への振り分けによる減です。

資料４

令和７年度　公立大学法人京都市立芸術大学年度計画

	中期計画	令和７年度_年度計画
1	本学の教育研究理念を踏まえて作成した三つのポリシーに基づき、少人数による多様な実践教育を体系的・横断的に実施し、学生の幅広い表現力と思考力を養うカリキュラム構築と内部質保証を実現する。 新キャンパスを最大限活用しながら、ディプロマ・ポリシーに基づいて、確かな技能・技術や幅広い教養を修得できる教育環境を整備し、社会に活力を与える創造性と感性をもった人材を育成する。 また、カリキュラム・ポリシーに則り、シラバスを通じた学修目的、学修目標を体系的に可視化する。	⑴三つのポリシーに基づき、少人数による多様な実践教育を体系的・横断的に実施する。また、教育環境を整備・活用し、創造性と豊かな感性を併せ持った人材の育成に取り組む。
		⑵学生の幅広い表現力と思考力を養うため、体系的なカリキュラム編成や全学共通教養科目の設置・実施について検討を行う。
		⑶学生アンケートの回答等も踏まえて授業の改善に取り組み、より学修者にとって有効なカリキュラムの構築と内部質保証の確立に努める。
		⑷美術学部においては、実技授業のカリキュラムの見直しに向けた検討を進める。
2	より高度な研究教育を通じて芸術領域における高い専門性と実践的・創造的な能力を修得するとともに、自らの世界観を独自の表現と研究方法により広く社会に発信し、国際的視野に立って芸術と世界との新たな関係性を創造できる人材を育成する。	⑴指導体制や運営体制を充実し、高度な専門的研究教育を実施する。
		⑵美術研究科においては、専門分野内外の幅広いジャンルに触れ、柔軟な思考力と独自の発想力を修得させることを目的として、専攻を横断した合同演習を実施する。
3	成績評価基準の明示に沿って適切な成績評価や授業アンケートの実施など、学生及び教職員が学修・教育の成果の把握と改善に取り組み、PDCA サイクルによる教育の質保証の充実を図る。 また、学位授与については、ディプロマ・ポリシーに基づき、透明性・客観性を有する評価基準による審査等を行う。	⑴引き続き全学教務委員会においてシラバスチェックを行い、記載内容の自己点検と改善に取り組む。
		⑵全学で実施する授業アンケートの回答率向上を図るとともに、全学教務委員会において当該アンケート結果の活用方法について検討する。また、教育の成果の把握や授業内容の発展に資するサイクルを確立し、教育の質保証に取り組む。
4	アドミッション・ポリシーに基づき、芸術の専門教育を受ける適性、能力や意欲などを多面的・総合的に判断して、可能性に満ちた学生を確保する。 また、新たな入試方法等や大学院にお	⑴オープンキャンパスや進学説明会への参加など、効果的な学生確保に取り組む。
		⑵令和８年度（令和７年度実施）の音楽研究科博士後期課程において、語学試験に代えて外部機関の外国語資格・検定試験の成績を用いた新たな入試方法を導入する。

	ける社会人枠の拡大などについて検討するとともに、新キャンパスの環境にも留意するなど、多様な学生が入学しやすい環境の整備に努める。	⑶美術学部将来構想委員会において、引き続き新たな入試方法や社会人枠の導入について検討を進める。
		⑷本学の受験者が多い近畿圏を中心に、より効果的な入試広報を検討・実施する。
5	本学の芸術教育の特性を踏まえ、ＦＤ・ＳＤを通して教職員の資質向上を図るとともに教職協働を促進し、教育体制の強化を図る。 また、多様な人々にとって公平かつ安心安全な教育の実施体制を確立し、学生の自主的な学びを促進させるなど、専門的な教育研究を充実させる。	⑴職員の資質向上を目的とし、SD 研修の体系的な計画策定を行う。
		⑵FD 研修では令和 6 年度に引き続き、芸術教育・研究活動の質向上を目標として、新たに着任した教員への研修を実施する。また、着任 3 年目・7 年目・12 年目の教員を対象とした研修を実施し、授業方法の改善やカリキュラム改善等に取り組むための能力を育成する。
		⑶他の大学や機関等と連携した FD 活動を実施し、芸術教育の特性と専門的な教育研究の更なる充実を図る。
		⑷合理的配慮の取組により、すべての学生が安心して学べる環境を構築する。
6	学生や教員が教育研究を一層深め、幅広い教養を身につけるため、大学コンソーシアム京都をはじめとした他大学や各種団体・機関との連携の拡充や学内における横断的な教育の充実など、学びの場の充実を図る。　また、教育水準の維持・発展に必要な機器・設備の充実及び専門スタッフの配置などに常に取り組むとともに、知的財産権を始めとするコンプライアンスに関する学習機会の提供やデジタル技術の活用など、新たな教育研究環境の整備・更新に努める。	⑴他大学や各種団体・機関との連携拡充や学内での横断的な教育の実施により、学びの場の充実を図る。
		⑵学生の幅広い教養の修得のため、全学教養科目を設置することを念頭に、全学教務委員会において横断的に幅広い教養を修得できる科目の選定を行う。また、他の機関と連携した新たな授業について検討する。
		⑶図書館において、引き続き企画展示や貸出促進企画を実施するとともに、教員による選書図書についてのレクチャーやトークイベントを実施するなど、図書館機能の強化に取り組む。
		⑷資料館の専門スタッフの採用や附属施設間の連携強化により、教育研究環境の一層の充実を図る。
		⑸ホールの運用体制を確立するとともに、スタッフや設備を充実するなど、優れた芸術活動の実践や新たな芸術表現の創出に資する環境の整備に努める。
7	多様な学生一人ひとりの学修、研究をきめ細やかにサポートし、全ての学生が公平に心身ともに充実した学生生活を送れるよう、セキュリティや相談体制の更なる充実、経済的支援などの学修環境を	⑴学生が悩みごとを相談しやすい環境づくりや支援体制を強化し、学生の心身ともに充実した学生生活のサポートに取り組む。
		⑵五芸祭や芸祭への支援、クラブ活動への助成など、学生の自主的活動の支援及び関係各署との調整を行う。

	整備する。	⑶防犯意識向上のため、学生に対する研修の実施や防犯のための情報発信、意識向上につながる啓発を行う。
		⑷学生の心身の健康保持と学生生活の充実を図るため、食堂の早期開業を目指す。
8	在学生のみならず卒業生も、自身の未来を見据えた選択ができるよう、個々の状況に応じたきめの細かい支援を更に充実するとともに、キャリアデザインに関する導入教育やキャリア形成に関する情報アクセスの拡充など、芸術家へのキャリアデザインや企業等への就職支援を行う。	⑴セミナー・講座の開催や学生向け就職ガイダンス実施、低回生向けキャリア教育など、キャリアサポートのための各種取組を実施する。
		⑵キャリア形成のための情報アクセスの更なる充実を図るため、各種講座の実施や Google Classroom の内容充実、キャリタスＵＣの活用などに取り組む。
		⑶全学教務委員会において、全学教養科目の導入教育として「芸術家としてキャリアを形成するうえで必要となる法的知識の修得」を実施することについて検討を行う。
9	本学においてこれまで培われてきた教員の自由で独創的な研究を継承するとともに、京都の伝統芸能分野等との連携や本学が有する様々な文化芸術資源を活用した研究体制の構築などの取組を推進し、研究の深化を図る。 また、京都はもとより国際的な文化芸術の振興・発展に寄与するため、研究成果を積極的に発信し、出版物や紀要のみならず、作品や演奏の発表などを通して、知的資源を社会に還元する。	⑴特別研究助成制度を継続し、教員の自由で独創的な研究活動を支援する。
		⑵伝統音楽研究センターにおいて、以下の取組を通じて研究成果を発信する。 ・市民向け伝音セミナーの開催（10 回程度） ・公開講座の開催（1 回） ・伝統音楽やその他様々なジャンルの音楽を取り上げた伝音ライブの開催（3 回） ・令和 6 年度の取組について紀要に取りまとめて公開するとともに、研究員による活動報告を行う。
		⑶芸術資源研究センターにおいて、アーカイブ研究会や重点プロジェクトの展示、設立 10 周年記念事業としてコンポスト(紀要)編集や芸術と人権に関する講座を開催するなど、研究成果の社会還元に取り組む。
10	デジタル技術の基盤強化や施設設備の柔軟な運用など、教員及び学生が様々な研究に邁進できる環境の充実に取り組む。また、外部資金の獲得増に向けたサポートや研究費の効果的な配分など、研究に必要な支援体制の充実を図り、研究基盤の強化に努める。	科研費のみならず、文化庁補助事業など様々な研究費の獲得につながる情報の収集に努め、教員へ積極的に情報提供することで、研究活動の充実を図る。
11	交流協定締結校や海外の文化芸術団体・機関との連携を強化し、教育研究における国際交流を推進する。	⑴交流協定締結校の更なる充実を図るため、アメリカ及びドイツの大学等との協定締結について検討を進める。

	また、学生の海外留学を支援するとともに、海外からの学生・アーティストの受け入れ環境を整備し、芸術における人的交流を活性化するなど、国際化の充実を図る。	⑵海外留学を行う優秀な学生に対する奨学金制度（京都ロータリークラブ奨学金（仮称））の運用を開始する。また、国際交流の推進に向け、全学的な国際交流のあり方や体制等について検討を進めるなど、国際化の充実に取り組む。
12	あらゆる多様性を最大限尊重し、全ての人にとって安心で快適な環境を目指して、施設設備や相談体制を充実するとともに、性別、障害、性的指向・性自認、国籍などの多様性から生まれる価値観を教育研究に活かせる環境整備を行う。 また、世界人権問題研究センター等とも連携し、芸術活動を通して社会全体のダイバーシティの推進に取り組む。	⑴引き続き女性教員比率 40%の達成に向け、「女性教員採用に係るポリシー」等を踏まえた採用人事を実施する。
		⑵ギャラリー@KCUA において、包摂的な社会を築くための新たな視点と想像力を喚起する特別企画展を開催する。【予定】タニア・エル＝コーリーの個展及びパフォーマンス公演
		⑶障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、学内の理解を深めるとともに、障害学生支援担当と各部署が連携し、学生や合理的配慮を行う教員への支援を行う。
		⑷キャンパス・ハラスメントの相談フローの改善や体制の充実など、相談者に寄り添った支援に取り組む。
		⑸学生のニーズに応えられるよう、授業評価アンケートなどから施設整備に関する学生の意見を把握し、全ての学生が快適に過ごせる環境の確保・維持及び改善に取り組む。
13	小・中・高等学校や他大学等の教育機関、国内外の研究機関や芸術団体、文化庁等と広く連携を図り、芸術を軸として京都の伝統文化や芸術文化に触れ合う機会を創出する。 各企業や地域の産業界との連携による研究事業に取り組み、芸術を基盤とした新たな可能性の創出を目指すとともに、教育研究にもつながる連携を促進する。また、医療、福祉、環境、共生社会、まちづくりなど、幅広い分野・団体と連携・協働を図る。	⑴小中学校での連携交流授業の実施や連携協定校との取組の充実により、芸術文化に触れ合う機会を創出する。
		⑵他の大学や研究機関・組織と連携を図り、共同授業や連携事業など様々な企画に主体的に関わるとともに、引き続き地域・団体への活動協力を行う。
		⑶文化庁採択事業（プロジェクト）の継続実施や新規事業への応募など、文化庁と連携した芸術活動に取り組む。
		⑷企業等をはじめとして幅広い分野・団体と連携した取組を行うことで、教育研究成果を市民・社会に還元する。
14	開かれた大学として、地域との交流や地域資源の活用等など芸術活動を通じて地域との連携を深め、まちづくりに寄与する芸術活動のあり方を模索するなど、芸術の新たな可能性の創造に資する取組を行う。	⑴地域との交流や地域資源の活用等など芸術活動を通じて地域との連携を深めるため、引き続き以下の事業等に取り組む。【実施予定】1. 下京渉成小学校でのレジデンスの実施 2. 西文化会館ウエスティ、北文化会館での演奏会の実施 3.下京・南まちなかアートギャラリーへの参加 4.崇仁自治連合会等、地域の団体が行う文化事業への協力

		⑵ギャラリー@KCUA においては、ケース・スタディやフィールドワーク、レクチャーなどを実施するなど、大学と地域が協働した事業やプロジェクトを進める。
15	京都から文化芸術を広く発信し、新しい芸術の可能性を追求した研究成果である知的資源を社会に還元することで、文化芸術教育の発展に貢献する。	⑴展覧会・演奏会や教員の退任記念事業、他機関と協力した事業などを実施し、大学の教育研究成果を市民・社会に還元する。
		⑵芸術資料館及びギャラリー@KCUA において、以下の企画を実施し、文化芸術の発信に取り組む。 芸術資料館　　：収蔵品展等（４回） ギャラリー@KCUA：卒業生等による企画申請展（４回）、特別企画展（３回）
16	サマーアートスクールや公開講座の充実など、幼児から高齢者までの幅広い世代や障害のある方を対象として、芸術と接する機会の創出・充実を図るとともに、京都子どもの音楽教室との連携を一層深め、学習の多様性が生み出す新たな芸術の価値創造を担う人を育成する。 また、共同プロジェクトの実施や様々なニーズに対応するためのプログラムの拡充などにより、学習機会の充実に努める。	⑴引き続き、サマーアートスクールや公開講座等を実施し、芸術と接する機会の創出・充実を図る。
		⑵芸術資料館及びギャラリー@KCUA において、以下の企画を実施し、広く社会に対して芸術文化に触れ合う機会を提供する。 ・芸術資料館：収蔵品展等でのギャラリートーク開催（５回程度） ・ギャラリー@KCUA：公開講座/フィールドワーク/レクチャーを開催（10 回程度）
17	社会環境の変化や新たな課題に柔軟かつ機動的に対応しながら、京都芸大ならではの地域連携・社会貢献を推進するため、地域との共創に即した連携ポリシーを策定するとともに、組織体制を整備する。	令和６年度に新設した共創テラス・事業連携推進課を中心に、共創・連携ポリシーに基づく、京都芸大ならではの地域連携・社会貢献に取り組む。
18	大学を取り巻く社会環境の変化や全学的な課題に機動的に対応するため、ガバナンス機能を強化し、意思決定の迅速化や透明性を確保するとともに、既存組織の再編について検討を行う。また、ＦＤ・ＳＤを通じた組織力の向上や教職協働の実質化を促進する。 IR（institutional research）機能の強化	⑴新理事長を中心とした体制のもと、大学の課題解決に向けて機動的に対応する体制整備を行う。
		⑵意思決定までのプロセス等の効率化のため、必要に応じて委員会や会議体のあり方や進め方の検討を行う。また、組織力の向上を目指し、教職協働に資する研修を実施する。

	について委員会等で検討し、収集・分析した情報に基づいて大学運営を行うことで、業務運営の改善につなげる。 社会環境の変化や新たな課題に柔軟かつ機動的に対応し、京都芸大ならではの地域連携・社会貢献を推進するとともに、新キャンパスへの移転に際して支援いただいたことを契機として、各種企業・団体や市民との関係を重視しながら、新たな寄付金やクラウドファンディングなど、外部資金の獲得を積極的に進めるための体制を整備する。	⑶大学ポートレートに加盟するとともに、大学情報の収集・分析を行い、データに基づいて業務運営の改善を図る。
19	安定的な大学運営の実現に向け、中長期的な展望に立った人材を採用・育成するとともに、業務の定期的な検証や改善を行う。　また、デジタル技術を導入し、事務のデジタル化やシステム化を行うことで業務の効率化を推進する。	⑴安定的な大学運営を行うため、熱意のある人材の早期確保に努める。また、大学事務において幅広い分野で活躍できる人材の育成に取り組む。
		⑵事務局の事務効率化を図るため、勤怠管理システムを導入する。また、文書事務の効率化及び適切な文書の保存のため、文書管理システムの導入について検討を行う。
		⑶より業務の効率化を推進できるよう、研修を実施して教職員のデジタルスキルの向上を図る。
20	法人運営の長期安定性と自律性を確保するため、外部資金の獲得に向けた取組を強化する。また、寄附金やクラウドファンディングなど、外部資金獲得を一層進めるための体制を整備し、芸術大学の特性を活かして企業等からの寄附金等の確保・拡大を図るとともに、集めた寄附金の使途について情報発信に努める。	京芸友の会及びのれん百人衆への支援について、案内リーフレットを刷新するとともに、これまで連携事業を行った企業・団体等に対して積極的に働きかけを行うなど、資金獲得に向けた取組の強化を行う。
21	芸術大学としての教育研究の質を低下させることなく、持続可能な財務運営を実現するため、効率的、効果的かつ計画的な経費執行に努めるとともに、教職員の適正な配置や業務の見直し等により、持続可能な財政運営に努める。	⑴決算情報について、経営審議会での審議だけでなく教育研究審議会においてもわかりやすく報告するなど、学内の財務状況の共有に努める。
		⑵新キャンパスにおいて持続可能な財政運営を実現するため、効率的・効果的な予算編成を行うとともに、無駄を省き、計画的な経費執行を行う。
22	学内外のニーズも踏まえながら新キャンパスの管理・運営手法を確立し、長期的視野を持って市民の誇りとなる施設にふさわしい施設環境の維持に努める。また、	⑴長期的な視野を持った施設管理を行うため、学内外の技術的知見を取り入れ、資金需要や具体的な課題の対応策をとりまとめた中長期保全計画を作成する。また、ホール設備の保守管理を事業者に委託し、適切な施設環境の維持・

	保有資産・芸術資料等の適正管理と価値の発信に努めるとともに、各種施設を有効活用するための仕組みを構築する。	改善に取り組む。
		⑵芸術資料館においては、収蔵品の調査研究を実施するとともに、令和６年度から引き続き、循環照合を実施する（3か年計画）。また、収蔵品について専門的見地からその価値を広く発信する。
		⑶大学施設の有効利用について、ホールや講義室の一般貸出しを含む活用方法に関する運用ルールを作成する。
23	地方独立行政法人法の改正に伴い、新たな自己点検・評価手法を確立する。また、中期計画等の進捗管理を徹底するとともに、その内容や結果を速やかに公表する。　全学的な内部質保証システムを活用し、教育研究や大学運営の改善に取り組む。	⑴令和６年度の自己点検・評価を行うとともに、公立大学法人京都市立芸術大学自己点検・評価委員会による評価結果を、速やかにホームページで公表する。
		⑵地方独立行政法人法の改正に伴い、第３期中期計画の適正な進捗管理を行うため、自己点検・評価委員会において新たな手法を検討し、着手する。
		⑶令和３年度の大学認証評価における指摘事項も踏まえ、全学的な内部質保証システムの確立について検討を進める。
24	市民や社会に大学の活動が伝わるよう、広報誌やウェブサイト等を通じて大学の教育研究、地域連携・社会貢献の取組を発信していく。とりわけ、学部・専攻の取組、研究センターの取組、ギャラリー@ＫＣＵＡや芸術資料館の取組、また招聘講師等による特別授業など、市民や社会の関心が高いと思われる情報については大学広報として積極的に発信していく。同時に、学長が中心となり、メディア等からの取材を積極的に受けることにより、パブリシティを通じて広く社会に大学の情報が行き渡るよう努める。 また、卒業生の芸術活動は本学の教育研究の「成果」であると捉え、大学として積極的に情報収集に努めるとともに、収集した情報をＳＮＳ等で適宜発信していく。 ウェブサイトを通じて法人の体制、運	大学の教育研究活動への理解促進のため、ホームページやSNS、大学案内等の広報冊子、動画配信などによる情報発信に取り組む。また、引き続き積極的なメディア対応を行い、パブリシティの獲得を図る。

	営組織、財務諸表、業務実績報告書等の経営に関する情報を公開し、透明性のある経営に努める。	
25	良好な教育研究環境を維持するため、新キャンパスの施設設備の維持に即した管理手法を確立する。 また、ダイバーシティや環境負荷の低減に配慮した施設として、常に改善に取り組むとともに、全ての人が快適に過ごせる環境の確保・維持に努める。	⑴学生のニーズに応えられるよう、授業評価アンケートなどで施設整備に関する学生の意見を抽出し、学生が快適に過ごせる環境の確保・維持及び改善に取り組む。 ⑵ホール設備の保守管理を事業者に委託し、適切な施設環境の維持・改善に取り組む。(再掲) また、中長期保全計画の策定に向け、検討を進める。
26	全ての学生及び教職員が安心して学び、働ける環境を確保するため、災害・事故等の未然防止に努めるとともに、安全管理に関する外部の知見も活かしながら、全学的な安全管理体制を強化する。	⑴全学的な安全管理体制を強化するため、学生・教職員だけでなく、本学が委託する建物総合管理業務に関係する事業者の知見も取り入れ、災害や事故等を未然に防止する。 ⑵産業医による職場巡視を毎月実施し、指摘があった箇所については速やかに環境の改善に取り組む。 ⑶令和６年度から開始したライセンス制度の確実な運用を行い、共有工房の機器使用に係る安全を確保するとともに学生・教職員の安全管理意識の向上を図る。
27	公立大学法人として、学生や市民、地域社会から信頼される法人運営を目指し、関係法令・学内規程等の遵守、性暴力やハラスメント等の人権侵害の防止等について、教職員の意識向上を図る。	⑴法人職員としてふさわしい行動の徹底を図るため、「公立大学法人京都市立芸術大学コンプライアンス推進のための行動規範」の周知及び注意喚起を行う。 ⑵障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する相談体制を充実し、円滑な運用に努めるとともに、教職員に対して研修を実施し意識向上を図る。 ⑶ハラスメント防止対策として教職員向け研修を実施するとともに、研修への参加率を高めるための措置を講ずる。また、ハラスメント防止に関する相談体制の円滑な運用により、学生や教職員が安心して過ごすことができる環境づくりを推進する。 ⑷経理担当者向け資料を改善し、学内に周知することにより会計規則の徹底に繋げる。 ⑸法人化後に策定した規程の点検・見直しを行う。

参考資料１

令和６年度　事業報告書

令和７年６月

公立大学法人　京都市立芸術大学

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1　法人の目的、業務内容
⑴　法人の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
⑵　業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2　法人の位置付け及び役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

3　中期目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

4　理念及び運営上の方針・戦略等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

5　中期計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

6　持続的に適正なサービスを提供するための源泉
⑴　ガバナンスの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
⑵　役員等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
⑶　職員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
⑷　在籍する学生の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
⑸　重要な施設等の整備等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
⑹　純資産の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
⑺　財務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
⑻　社会及び環境への配慮等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

7　業務運営上の課題・リスク及びその対応策・・・・・・・・・・・・・・・・・6

8　業績の適正な評価に資する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

9　業務の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6－7

10　予算と決算の対比・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

11　財務諸表の要約
⑴　貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
⑵　損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
⑶　純資産変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
⑷　キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

12　法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況
⑴　貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
⑵　損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
⑶　純資産変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
⑷　キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

13　内部統制の運用に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

14　法人の基礎情報
⑴　法人名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
⑵　所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
⑶　沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
⑷　組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
⑸　学部等の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

はじめに

京都市立芸術大学は145年の歴史を重ねる、日本で最も長い歴史を持つ芸術系大学です。明治13年、幕末の混乱や遷都により衰退する京都で、人を育てる事こそ復興の礎であるとの声のもと、市民自らが資産を出し合って小学校を作るなどの人材育成の流れの中、京都府画学校が設立されました。また昭和27年、戦後の復興期に、京都市立音楽短期大学が誕生しました。困難の中、苦しい時にこそ芸術文化が必要で重要であるという京都市民の思いがこの大学を生み出したのです。以来、本学は伝統文化を守りつつ、革新的な価値観の創造を担う学生等の芸術活動を支え、国内外の芸術文化に影響を与えるアーティストを数多く輩出し続けています。

令和5年10月に、京都市西京区沓掛から京都駅東部エリアへと移転を果たしました。京都市民や企業・団体、複雑で重い歴史があるここ崇仁地域の皆様、卒業生や本学関係者など、多くの人々のご理解とご支援で、この移転が実現したのです。すでに1年半が経ちますが、豊かな大学街になるためにはまだまだ多大な時間と活動の積み重ねが必要です。それでも、大学内外での活動も増え、少しずつ地域に馴染んできており、この地に大学が来て良かったと思われる関係性の構築は始まっていると確信しています。

本学は令和12年に創立150年を迎えますが、第3期中期目標期間（令和6年度～11年度）は、まさに150周年に向けた重要な期間となります。その1年目に当る令和6年度は、新たに策定した第3期中期計画に基づき、産官学や地域との連携に取り組むとともに、演奏会・展覧会や公開授業等を通じて、研究成果の社会還元を積極的に行いました。

今後も、京都というまちが持つ文化的・歴史的なポテンシャルを活かした活動を深化させるとともに、既存の価値観にとらわれない創造的な活動を展開し、多様な人々、多様な世界を繋ぎ、「新しい価値」を発信し続けてまいります。

公立大学法人　京都市立芸術大学
理事長　小山田 徹

1　法人の目的、業務内容

⑴　法人の目的

この公立大学法人は、国際的な芸術文化の都である京都において、京都市立芸術大学を設置し、及び管理し、長い歴史の中で行われてきた京都ならではの人的な交流を生かして自由で独創的な研究を行うとともに、当該研究に基づく質の高い芸術教育を行うことにより、次世代の芸術文化を先導する創造的な人材を生み出し、京都における芸術文化に関する創造的な活動の活性化を図り、及び当該活動の成果を広く世界に発信し、もって国内外の芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

（公立大学法人京都市立芸術大学定款第 1 条より）

⑵　業務内容

法人は、上記「(1) 法人の目的」を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 京都芸大を設置し、これを管理すること。
- 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する相談その他の援助を行うこと。
- 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 京都芸大における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（公立大学法人京都市立芸術大学定款第 27 条より）

2　法人の位置付け及び役割

京都市立芸術大学は、明治 13 年に日本初の公立の絵画専門学校として開設された京都府画学校を母体とする日本で最も長い歴史を持つ芸術系の大学である。美術と音楽を両軸とする本学は、文化首都・京都に蓄積された豊かな美の伝統を背景に、創立以来 140 年以上にわたって、国内外の芸術界・産業界で活躍する優れた人材を輩出し、わが国のみならず世界の芸術文化に貢献してきた。

また、平成 24 年には、教育研究の充実をはじめ、京都の文化芸術のシンボルとしてのさらなる発展を実現するために、運営の全般に亘ってより自主的な取組が可能となる公立大学法人に移行した。

公立大学法人化後は、京都市で策定した「中期目標」及び芸術大学で策定した「中期計画」に基づき、教育研究の充実、創造的な人材の育成、教育研究成果の公開・発信に積極的に取り組むなど、大学改革を推進している。

3　中期目標

期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

本法人の中期目標については、本法人ウェブサイトに掲載する中期目標を参照のこと。

4　理念及び運営上の方針・戦略等

本学は、芸術の普遍的意義を担う人材を育成するため、次の 3 点を教育・研究理念の柱としている。

1　本学独自の伝統をふまえ、芸術の教育研究を「創造活動」として推進する
2　少数精鋭の高度な教育体制を維持・展開させる
3　地域社会と連携しつつ、文化首都・京都の特質を活かした国際的な芸術文化の交流拠点となる

5　中期計画

本法人の中期計画については、法人ウェブサイトに掲載する中期計画を参照のこと。

6　持続的に適正なサービスを提供するための源泉

⑴　ガバナンスの状況

本法人のガバナンス体制（概要）は下図のとおり。内部統制システムの整備に関する詳細は「13　内部統制の運用に関する情報」を参照のこと。

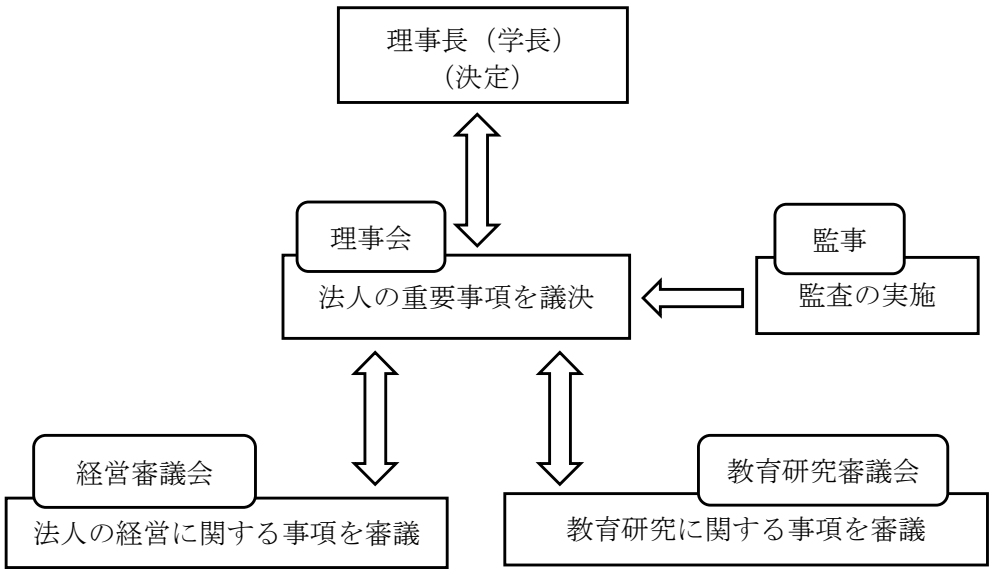

⑵　役員等の状況

ア　役員の状況（令和７年３月末時点）

役職	氏名	就任日	任期	備考
理事長	赤松　玉女	令和５年 ４月１日	２年	京都市立芸術大学　学長
副理事長	上田　誠	〃	２年	
理事	砂原　悟	令和６年 ４月１日	１年	京都市立芸術大学　音楽学部教授
理事	川嶋　渉	〃	１年	京都市立芸術大学　美術学部教授
理事	武内　恵美子	〃	１年	京都市立芸術大学 日本伝統音楽研究センター准教授
監事	安保　千秋	令和４年 ９月１日	４年	弁護士 京都府公立大学法人監事
監事	長谷川　佐喜男	〃	４年	公認会計士 税理士 地方独立行政法人京都市立病院機構監事

イ　会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は有限責任あずさ監査法人である。当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は6,300千円（税抜）であり、非監査業務に基づく報酬はない。

⑶　職員の状況（令和７年３月末時点）

	常勤職員数	前年度末からの増減	平均年齢	市からの出向者数
教員	100人	0	52.2歳	0人
職員	43人	−1	42.2歳	10人

※　理事長、副理事長を除く

⑷　在籍する学生の状況（令和６年５月１日時点）

（単位：人）

	美術	音楽	合計
総学生数	754	337	1,091
学部	561	265	826
前期博士課程	138	55	193
後期博士課程	31	5	36
科目等履修生等	24	12	36

⑸　重要な施設等の整備等の状況

ア　当事業年度中に完成した主要施設等

該当事項なし

イ　当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当事項なし

ウ　当事業年度中に処分した主要施設等

該当事項なし

⑹　純資産の状況

資本金の額及び出資者ごとの出資額

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
地方公共団体出資金	25,930	－	－	25,930

⑺　財務の状況

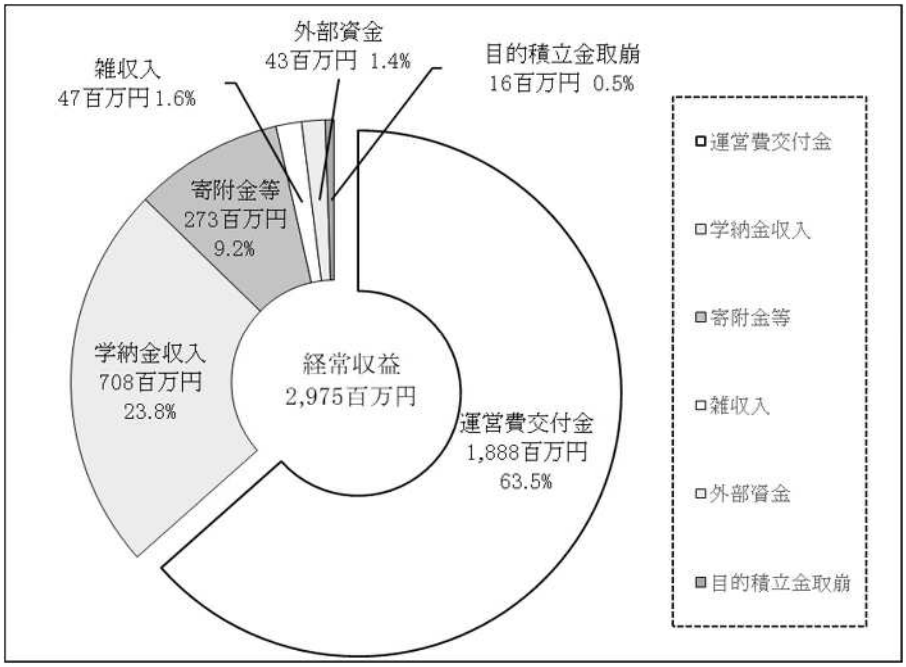

⑻　社会及び環境への配慮等の状況

第3期中期計画のとおり、ダイバーシティや環境負荷の低減に配慮した施設として、常に改善に取り組むとともに、全ての人が快適に過ごせる環境の確保・維持に努めている。

また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮について新たに相談窓口を設置し、体制を充実したほか、「障害のある学生への修学支援ガイドライン」を策定するなど、全ての人にとって安心で快適な環境づくりを行った。

7　業務運営上の課題・リスク及びその対応策

本法人では、業務方法書の各条に基づき、業務実施の障害となるコンプライアンス違反等の要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクに対して適切な対応を行うこととしている。

・リスク評価と対応に関する事項（業務方法書第 12 条～15 条）
・入札及び契約に関する事項（同 16 条～17 条）
・情報の適切な管理に関する事項（同 18 条～20 条）
・監事及び監事監査に関する事項（同 21 条～24 条）
・内部監査に関する事項（同 25 条）
・内部通報及び外部通報に関する事項（同 26 条）

また、当法人では、毎事業年度終了後に実施する自己点検・評価において、業務運営上の課題を検出した場合は、当該課題及びこれに対する改善方法について検討し、実績評価のＰＤＣＡサイクルを通じて、継続的に課題を発見・解決することとしている。

8　業績の適正な評価に資する情報

本法人は、地方独立行政法人法第 78 条の 2 の規定により、中期目標期間中に中間評価、目標期間終了後に目標期間全体の業務実績について、公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会の評価を受ける。

また、法人評価とは別に、学校教育法第 109 条第 1 項の規定による自己点検・評価を実施するとともに、同条第 2 項の規定により、7 年以内毎に、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受審している。

9　業務の成果

第 3 期中期計画の指標に関する令和 6 年度の進捗状況については以下のとおり。なお、業務実績の詳細については別紙を参照のこと。

	評価指標	目標値	R6
1	学部卒業者数	【毎年度】定員数(200)の 95%以上	93%
2	大学院（修士）修了者数	【毎年度】定員数(82)の 90%以上	95%
3	大学進学説明会の参加・実施件数	【第 3 期平均】25 件以上	32 件
4	オープンキャンパスの参加人数	【第 3 期平均】1,120 人以上	1,889 人
5	美術学部の志願者倍率	【第 3 期平均】3.4 倍程度	3.5 倍
6	音楽学部の志願者倍率	【第 3 期平均】3.0 倍程度	2.7 倍

7	FD・SD 研修の参加率	【最終年度】80%以上	88%
8	教職協働に資する研修	【毎年度】実施する	実施
9	横断的な学びの場として外部講師や客員教授を招いた特別授業	【第 3 期平均】8 件以上	10 件
10	図書館の企画事業数	【第 3 期平均】15 件以上	27 件
11	図書館の利用者数	【第 3 期平均】38,800 人以上	21,296 人
12	学生の自主的活動支援（のれん百人衆の支援等）の応募件数	【第 3 期平均】30 件以上	40 件
13	キャリアデザインセンター企画数	【第 3 期平均】40 件以上	60 件
14	キャリアデザインセンターの相談者数	【第 3 期平均】400 人以上	408 人
15	教員の研究成果の外部発表件数	【第 3 期平均】300 件以上	398 件
16	科研費の応募件数	【第 3 期平均】25 件以上	17 件
17	科研費の獲得件数	【第 3 期累計】45 件以上	4 件
18	留学生展や海外アーティストと連携した展覧会・演奏会等	【第 3 期累計】10 件以上	17 件
19	海外からの客員研究員の人数	【第 3 期累計】35 人以上	5 人
20	交換留学生（派遣）の人数	【第 3 期累計】30 人以上	8 人
21	交換留学生（受入）の人数	【第 3 期累計】50 人以上	12 人
22	女性教員比率	【最終年度】40%以上	38.0%
23	小中高等学校と連携した事業の実施	【第 3 期平均】6 件以上	13 件
24	産学連携事業の実施	【第 3 期平均】12 件以上	47 件
25	地域連携事業の実施	【第 3 期平均】13 件以上	14 件
26	展覧会・演奏会等の開催件数（No.18 分を除く）	【第 3 期平均】44 件以上	48 件
27	公開講座・公開授業の開催件数	【第 3 期平均】21 件以上	53 件
28	寄付金の獲得件数	【第 3 期平均】175 件以上	184 件
29	のれん百人衆の参加者（社）数	【第 3 期平均】23 件以上	25 件
30	ウェブサイトへのアクセス数	【第 3 期平均】2,930,000 件以上	2,922,018 件
31	学生を対象とした安全管理講習	【毎年度】実施する	実施

10　予算と決算との対比

（単位：百万円）

項　　目	R6予算額	R6決算額	差　額
収入	3,121	3,000	△121
運営費交付金	1,929	1,926	△3
補助金収入	30	24	△6
授業料等収入	696	708	12
受託研究等収入及び寄附金	401	286	△115
その他収入	42	39	△2
目的積立金取崩	23	16	△7
支出	3,121	2,959	△162
人件費	1,795	1,701	△94
教育研究費	345	471	126
受託研究費及び寄附金事業等	401	285	△116
一般管理費	581	502	△79

11　財務諸表の要約

⑴　貸借対照表

（単位：百万円）

項　　目	令和6年度	令和5年度	増　減
資産の部　①	28,701	29,935	△1,234
固定資産	27,770	28,514	△744
建物	17,266	17,624	△358
建物付属設備	7,012	7,468	△456
構築物	299	299	1
工具器具備品	795	805	△10
図書	652	638	14
美術品・収蔵品	1,408	1,386	22
投資有価証券	327	276	50
その他	11	18	△8
流動資産	931	1,421	△490
現金及び預金	798	1,323	△525
未収金	132	97	35
立替金	1	1	0
負債の部　②	1,242	1,634	△392
固定負債	808	968	△160
長期繰延補助金等	6	6	△0
長期寄附金債務	800	952	△152
長期リース債務	2	9	△7
流動負債	434	666	△233
運営費交付金債務	38	－	38
未払金	331	601	△270
リース債務	7	7	0
その他	57	58	△1
純資産の部　③=①-②	27,459	28,301	△842
資本金	25,930	25,930	－
資本剰余金	116	1,115	△999
（うち、減価償却相当累計額）	(△1,292)	(△271)	(△1,021)
利益剰余金	1,414	1,256	157
前中期目標期間繰越積立金	1,202	22	1,180
目的積立金	－	9	△9
積立金	－	6	△6
当期総利益	212	1,219	△1,007

（注）端数処理により合計値等にずれが生じる場合があります。

⑵　損益計算書

（単位:百万円）

項　　目	令和6年度	令和5年度	増　減
経常費用　①	2,762	3,346	△584
業務費	2,315	2,598	△283
教育経費	436	630	△194
研究経費	75	66	9
教育研究支援経費	82	79	3
受託研究費等	4	－	4
受託事業費等	16	15	0
役員人件費	47	36	11
教員人件費	1,249	1,364	△115
職員人件費	405	409	△3
一般管理費	448	748	△301
臨時損失　②	0	3	△3
経常収益　③	2,958	3,769	△811
運営費交付金収益	1,888	1,996	△109
授業料、入学金等収益	708	704	4
受託研究等収益	5	－	5
受託事業等収益	16	15	0
寄附金収益	273	1,007	△734
補助金等収益	22	19	3
長期繰延補助金等戻入	0	－	0
その他	47	27	20
臨時利益　④	－	735	△735
経常利益　③-①	196	422	△226
当期純利益　⑤=③+④-①-	196	1,154	△958
目的積立金取崩額　⑥	16	65	△49
当期総利益　⑦=⑤+⑥	212	1,219	△1,007

（注）端数処理により合計値等にずれが生じる場合があります。

⑶　純資産変動計算書

（単位:百万円）

	Ⅰ 資本金	Ⅱ 資本剰余金			Ⅲ 利益剰余金（又は繰越欠損金）						
	地方公共団体出資金	資本剰余金	減価償却相当累計額(-)	資本剰余金	前中期目標期間繰越積立金	教育研究の質の向上及び組織運営の改善目的積立金	積立金	当期未処分利益(又は当期未処理損失)	うち当期総利益(又は当期総損失)	利益剰余金(又は繰越欠損金)合計	純資産合計
当期首残高	25,930	1,386	△ 271	1,115	22	9	6	1,219	－	1,256	28,301
当期変動額	－	22	△ 1,021	△ 999	1,180	△ 9	△ 6	△ 1,007	212	157	△ 842
当期末残高	25,930	1,408	△ 1,292	116	1,202	－	－	212	212	1,414	27,459

（注）端数処理により合計値等にずれが生じる場合があります。

⑷　キャッシュ・フロー計算書

（単位:百万円）

項　　目	令和6年度	令和5年度	増　減
業務活動によるｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ①	△312	320	△632
原材料等購入による支出	△571	△675	104
人件費支出	△1,807	△1,777	△31
その他の業務支出	△683	△414	△269
運営費交付金収入	1,906	1,992	△86
授業料、入学金等収入	708	704	4
共同研究・受託事業収入	19	12	7
補助金等収入	21	15	6
寄附金収入	109	484	△376
その他	24	△23	47
設置団体納付金の支払額	△39	－	△39
投資活動によるｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ②	△205	△501	296
有価証券の取得による支出	△50	－	△50
有形固定資産の取得による支出	△155	△501	346
有形固定資産の売却による収入	－	0	△0
定期預金等の預入による支出	△100	△100	－
定期預金等の払戻による収入	100	100	－
財務活動によるｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ③	△7	△7	0
リース債務の返済による支出	△7	△7	△0
利息の支払額	△0	△0	0
資金増加額　④=①+②+③	△525	△188	△336
資金期首残高　⑤	1,223	1,411	△188
資金期末残高　⑥=④+⑤	698	1,223	△525

（注）端数処理により合計値等にずれが生じる場合があります。

12　法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況

⑴　貸借対照表

ア　資産

資産合計は 28,701 百万円と、前年度比 1,234 百万円減となっており、主な要因は、減価償却と移転整備募金の活用による預金の減によるものである。

イ　負債

負債合計は、1,242 百万円と、前年度比 392 百万円減となっており、主な要因は、移転整備募金の活用による長期寄附金債務の減と、令和 5 年度に移転関連で大きく発生した未払金が減少したことによるものである。

ウ　純資産

純資産合計は、27,459 百万円と、前年度比 842 百万円減となっており、主な要因は、減価償却によるものである。

⑵　損益計算書

ア　経常費用

経常費用は、2,762 百万円と、前年度比 584 百万円減となっており、主な要因は、移転事業が落ち着いたことによる教育経費及び一般管理費の減によるものである。

イ　経常収益

経常収益は、2,958 百万円と、前年度比 811 百万円減となっており、主な要因は、移転事業が落ち着いたことによる寄附金収益の減によるものである。

ウ　経常利益

経常利益は、196 百万円と、前年度比 226 百万円減となっており、主な要因は、移転整備による償却資産購入額の減少によるものである。

エ　臨時損益

臨時損失は、固定資産の除却損によるものである。

オ　当期総利益

当期総利益は、212 百万円と、前年度比 1,007 百万円減となっており、主な要因は、償却資産の購入による増加と償却資産の減価償却による減少である。

⑶　純資産変動計算書

令和 6 年度末の純資産は、27,459 百万円と、前年度比 842 百万円減となっており、主な要因は、減価償却によるものである。

⑷　キャッシュ・フロー計算書

令和 6 年度末の資金残高は、698 百万円と、前年度比 525 百万円減となっており、主な要因は、移転整備募金等の寄附金の活用によるものである。

13　内部統制の運用に関する情報

本法人は，役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、京都市の条例又は規則若しくは公立大学法人京都市立芸術大学定款（以下「定款」という。）に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員（以下「役職員」という。）への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努める。

・モニタリングに関する条項（業務方法書第 4 条）
・是正措置に関する条項（業務方法書第 5 条）
・情報の伝達に関する条項（業務方法書第 6 条）

14　法人の基礎情報

⑴　法人名

公立大学法人京都市立芸術大学

⑵　所在地

京都市下京区下之町 57 番地の 1

⑶　沿革

明治 13 年（1880 年）　京都府画学校創立
明治 22 年（1889 年）　京都市画学校《京都府から京都市へ移管・改称》
昭和 25 年（1950 年）　京都市立美術大学《大学制度へ移行》
昭和 27 年（1952 年）　京都市立音楽短期大学創立
昭和 44 年（1969 年）　京都市立芸術大学《美術大学と音楽短期大学の統合》
平成 24 年（2012 年）　公立大学法人へ移行（～平成 29 年度 第 1 期中期目標期間）
平成 30 年（2018 年）　第 2 期中期目標期間の開始（～令和 5 年度）
令和 6 年　（2024 年）　第 3 期中期目標期間の開始

⑷　組織図（令和 6 年 4 月 1 日時点）

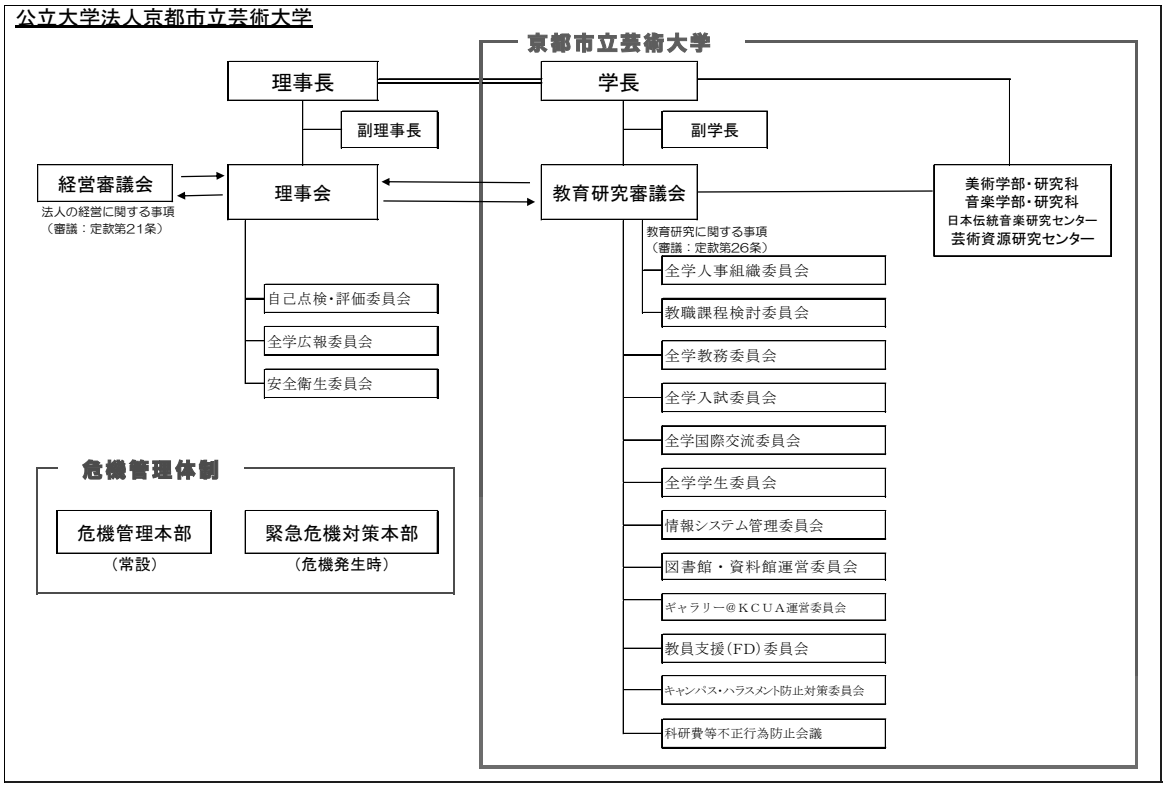

⑸　学部等の構成

ア　学部

学部	学科	専攻
美術学部	美術科	日本画、油画、彫刻、版画、構想設計
	デザイン科	総合デザイン、デザインＢ
	工芸科	陶磁器、漆工、染織
	総合芸術学科	総合芸術学
音楽学部	音楽学科	作曲、指揮、ピアノ、弦楽、管・打楽、声楽、音楽学

イ　大学院（修士課程、博士（後期）課程）

大学院	課程	専攻
美術研究科	修士課程	美術、デザイン、工芸、芸術学、保存修復
	博士（後期）課程	美術
音楽研究科	修士課程	作曲・指揮、器楽、声楽、音楽学、日本音楽研究
	博士（後期）課程	音楽

ウ　附属研究機関

日本伝統音楽研究センター

芸術資源研究センター

参考資料２

公立大学法人

京都市立芸術大学評価委員会委員名簿

（五十音順・敬称略）

◎	太田（おおた）　耕人（こうじん）	京都教育大学　学長
	小畑（おばた）　英明（ひであき）	日新電機株式会社　顧問
	白石（しらいし）　克孝（かつたか）	龍谷大学　政策学部教授
	鈴鹿（すずか）　可奈子（かなこ）	株式会社聖護院八ッ橋総本店　代表取締役社長
	中田（なかだ）　英里（えり）	公認会計士

◎は委員長

参考資料３

京都市条例第５７号

京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方独立行政法人法に定めるもののほか、公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　委員会は、委員５人以内をもって組織する。

２　委員は、大学の教育研究又は事業の経営に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第５条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第５条第１項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

京都市規則第６５号

京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例施行規則

（庶務）

第１条　公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会（以下「委員会」という。）の庶務は、文化市民局において行う。

（補則）

第２条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

地方独立行政法人法の関係規定

条　　文		
第２５条（中期目標）	第１項	設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。
	第２項	中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。 一　中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。） 二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 三　業務運営の改善及び効率化に関する事項 四　財務内容の改善に関する事項 五　その他業務運営に関する重要事項
	第３項	設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
第２６条（中期計画）	第１項	地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。
	第２項	中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 二　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 三　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 四　短期借入金の限度額 四の二　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 五　前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 六　剰余金の使途 七　その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
	第３項	設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
	第４項	地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。
第７８条（中期目標の特例）	第１項	公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。
	第２項	公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
	第３項	設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

	第４項	設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
	第５項	公立大学法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。
	第６項	公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。
	第７項	第二十七条の規定は、公立大学法人には、適用しない。
第７８条の２（中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例）	第１項	公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。 一　中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績 二　中期目標の期間の最後の事業年度　中期目標の期間における業務の実績
	第２項	公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
	第３項	第一項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。
	第４項	評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
	第５項	評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
	第６項	設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
	第７項	第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。
第７９条（認証評価機関の評価の活用）		評価委員会が公立大学法人について前条第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。